国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成 24 年 11 月 16 日
自　動　車　局

**自動車の低速走行時における側方の視認性向上等のための
道路運送車両の保安基準等の一部改正について**

国際的な基準の改訂を踏まえ、自動車の安全性を向上させるとともに、自動車・同装置の国際流通の円滑化等をより一層図り、効率的な車両安全対策を推進するため、今般、道路運送車両法に基づく保安基準等を以下の通り改正し、平成24年11月18日に施行することと致します。

なお、これらの改正は、国連欧州経済委員会（UN/ECE）自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 156 回会合における国際基準の改訂を受けて行うものです。

（１）低速走行時側方照射灯の基準の新設

自動車が発進し低速で走行する際に、車両横側の運転者からの視認性を向上させることを目的として、発進時等からの低速走行時に側方を照射する灯火を装備した場合の基準を新たに規定します。

（２）その他

その他にも、日本が既に採用している灯火器等の国際基準の改訂が平成 24 年 11 月 18 日より発効されますので、これと整合を取るための基準の改正を実施します。

（※）低速走行時側方照射灯の例

（ドアミラーを下から見上げた写真）

問い合わせ先
自動車局　技術政策課　　　：永井、末広
　　　　　審査・リコール課　：山下
電話 03-5253-8111（内線 42255、42313）
　　 03-5253-8591（技術政策課（直通））
　　 03-5253-8596（審査・リコール課（直通））
FAX　03-5253-1639（技術政策課）
　　 03-5253-1640（審査・リコール課）

参考１

国連の車両等の型式認定相互承認協定（１９５８年協定）の概要

１．協定の目的

1958 年に締結された国連の多国間協定であり、正式名称は、「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」(以下、「車両等の型式認定相互承認協定」という。）である。

車両等の型式認定相互承認協定は、自動車の装置ごとの安全・環境に関する基準の国際調和及び認証の相互承認を推進することにより、安全で環境性能の高い自動車を普及するとともに、自動車の国際流通の円滑化を図ることを目的としている。

２．加入状況

平成 24 年（2012 年）7 月現在、48 か国、１地域が加入。

日本は、平成 10 年（1998 年）11 月 24 日に加入。

ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ハンガリー、チェコ、スペイン、セルビア、イギリス、オーストリア、ルクセンブルク、スイス、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、ルーマニア、ポーランド、ポルトガル、ロシア、ギリシャ、アイルランド、クロアチア、スロベニア、スロバキア、ベラルーシ、エストニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ラトビア、ブルガリア、カザフスタン、リトアニア、トルコ、アゼルバイジャン、マケドニア、欧州連合（ＥＵ）、日本、オーストラリア、ウクライナ、南アフリカ、ニュージーランド、キプロス、マルタ、韓国、マレーシア、タイ、モンテネグロ、チュニジア

（下線はＥＵ加盟国、□はアジア諸国）

３．基準の制定・改訂

(1) 協定に基づく規則（以下、「協定規則」という。）は、国連の自動車基準調和世界フォーラム（ＷＰ29）での検討を経て、制定・改訂が行われる。同フォーラムには、上記締約国の他、アメリカ、カナダ等が参加している。

(2) 平成 23 年（2011 年）５月現在、各装置ごとに 127 の協定規則（基準）が制定されている。

４．協定に基づく認証の相互承認の流れ

(1) 協定締約国は、国内で採用する協定規則を選択する。

(2) 協定締約国は、採用した協定規則について、当該協定規則による認定を行った場合には、国番号付きの認定マーク（ Ⓔ43 ：日本の場合）と認定番号を与える。

(3) 認定を取得した装置については、当該協定規則を採用した他の協定締約国での認定手続きが不要になる。

５．日本における規則の採用状況及び今後の方針

日本は現在、乗用車の制動装置、警音器等の 42 の規則を採用している。今後も、新技術を踏まえた基準の策定等により積極的に基準調和を進めていくこととしている。

参考２

国連の車両等の型式認定相互承認協定における相互承認の対象項目

平成24年11月現在

No.	項　目　名	No.	項　目　名	No.	項　目　名
1	前照灯	51	騒音	102	連結装置
2	前照灯白熱球	52	小型バスの構造	103	交換用触媒
3	**反射器**	53	灯火器の取付け（二輪車）	**104**	**大型車用反射材**
4	後部番号灯	**54**	**タイヤ（商用車）**	105	危険物輸送車両構造
5	ｼｰﾙﾄﾞﾋﾞｰﾑ前照灯	55	車両用連結装置	106	タイヤ(農耕用ﾄﾗｸﾀ)
6	**方向指示器**	56	前照灯(ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)	107	二階建てバスの構造
7	**車幅灯、尾灯、制動灯、前部・後部上側端灯**	57	前照灯(二輪車)	108	再生タイヤ
8	ﾊﾛｹﾞﾝ前照灯	**58**	**突入防止装置**	109	再生タイヤ(商用車)
9	騒音（三輪車）	59	交換用消音器	110	CNG自動車
10	**電波妨害抑制装置**	60	ｺﾝﾄﾛｰﾙ類の表示(二輪車、ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)	111	ﾀﾝｸ自動車のﾛｰﾙｵｰﾊﾞｰ
11	**ドアラッチ及びヒンジ**	61	外部突起(商用車)	**112**	**非対称配光型ﾍｯﾄﾞﾗﾝﾌﾟの配光**
12	**ステアリング機構**	**62**	**施錠装置（二輪車）**	113	対称配光型ﾍｯﾄﾞﾗﾝﾌﾟの配光
13	ブレーキ	63	騒音(ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)	114	後付エアバック
13H	**乗用車の制動装置**	64	応急用タイヤ	115	CNG、LPGﾚﾄﾛﾌｨｯﾄｼｽﾃﾑ
14	**シートベルト・アンカレッジ**	65	特殊警告灯	**116**	**盗難防止装置**
15	排出ガス規制	66	ｽｰﾊﾟｰｽﾄﾗｸﾁｬｰ強度（バス）	117	タイヤ単体騒音
16	**シートベルト**	67	LPG車用装置	118	バス内装難燃化
17	**シート及びシートアンカー**	68	最高速度測定法	**119**	**コーナリングランプ**
18	施錠装置（四輪車）	69	低速車の後部表示板	120	ﾉﾝﾛｰﾄﾞ馬力測定法
19	**前部霧灯**	**70**	**大型車後部反射器**	121	ｺﾝﾄﾛｰﾙ・ﾃﾙﾃｰﾙ
20	ﾊﾛｹﾞﾝ前照灯(H4前照灯)	71	農耕用ﾄﾗｸﾀの視界	122	ﾋｰﾃｨﾝｸﾞｼｽﾃﾑ規則
21	内部突起	72	ﾊﾛｹﾞﾝ前照灯(二輪車)	**123**	**配光可変型前照灯**
22	ヘルメット及びバイザー	73	大型車側面保護	124	乗用車ホイール
23	**後退灯**	74	灯火器の取付（ﾓﾍﾟｯﾄﾞ）	125	直接視界
24	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ自動車排出ガス規制	**75**	**タイヤ（二輪車、ﾓﾍﾟｯﾄﾞ）**	126	客室と荷室の仕切り
25	**ヘッドレスト**	76	前照灯(ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)		
26	**外部突起(乗用車)**	**77**	**駐車灯**		
27	**停止表示器材**	**78**	**ブレーキ(二・三輪車、ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)**		
28	**警音器**	79	ステアリング装置		
29	商用車運転席乗員の保護	**80**	**シート（大型車）**		
30	**タイヤ(乗用車)**	**81**	**後写鏡(二輪車)**		
31	ﾊﾛｹﾞﾝｼｰﾙﾄﾞﾋﾞｰﾑ前照灯	82	ﾊﾛｹﾞﾝ前照灯(ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)		
32	後部衝突における車両挙動	83	燃料要件別排出ガス規制		
33	前方衝突における車両挙動	84	燃費測定法		
34	車両火災の防止	85	馬力測定法		
35	ﾌｯﾄｺﾝﾄﾛｰﾙ類の配列	86	灯火器の取付け（農耕用ﾄﾗｸﾀ）		
36	バスの構造	87	ﾃﾞｲﾀｲﾑﾗﾝﾆﾝｸﾞﾗﾝﾌﾟ		
37	白熱電球	88	反射タイヤ(ﾓﾍﾟｯﾄﾞ、自転車)		
38	**後部霧灯**	89	速度制限装置		
39	**スピードメーター**	90	交換用ﾌﾞﾚｰｷﾗｲﾆﾝｸﾞ		
40	排出ガス規制（二輪車）	**91**	**側方灯**		
41	騒音（二輪車）	92	交換用消音器（二輪車）		
42	バンパー	**93**	**ﾌﾛﾝﾄｱﾝﾀﾞｰﾗﾝﾌﾟﾛﾃｸﾀ**		
43	安全ガラス	**94**	**前突時乗員保護**		
44	**幼児拘束装置**	**95**	**側突時乗員保護**		
45	**ヘッドランプ・クリーナー**	96	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ（農耕用ﾄﾗｸﾀ）		
46	後写鏡	97	警報装置及びイモビライザ		
47	排出ガス規制（ﾓﾍﾟｯﾄﾞ）	**98**	**前照灯(ｶﾞｽﾃﾞｨｽﾁｬｰｼﾞ式)**		
48	**灯火器の取付け**	99	ｶﾞｽﾃﾞｨｽﾁｬｰｼﾞ光源		
49	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ排出ガス規制	**100**	**電気自動車**		
50	灯火器(二輪車、ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)	101	乗用車のCO_2排出量と燃費		

（色付き）基準採用済

別紙

自動車基準の国際調和及び認証の相互承認に関する
「道路運送車両の保安基準」、「装置型式指定規則」、
「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部改正について

１．背景

我が国の安全・環境基準のレベルを維持しつつ、自動車基準の国際調和及び認証の相互承認を推進するため、平成 10 年に国連の「車両等の型式認定相互承認協定」(以下「相互承認協定」という。）に加入し、その後、相互承認協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的な採用を進めているところです。

今般、国連欧州経済委員会（UN/ECE）自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 156 回会合において、協定規則のうち「歩行者頭部及び脚部保護に係る協定規則」(以下「歩行者保護協定規則」という。）の策定並びに「後退灯に係る協定規則（第 23 号）」(以下「後退灯協定規則」という。）及び「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る協定規則（第 48 号）」(以下「取付装置協定規則」という。）の改訂が承認されており、平成 24 年 11 月 18 日にこれらが発効される予定となっています。

我が国においてもこれらを採用し、「道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）」(以下「保安基準」という。)、「装置型式指定規則(平成 10 年運輸省令第 66 号)」、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号)」(以下「細目告示」という。）等を改正することとします。

２．改正概要

（１）保安基準及び細目告示の改正

①　低速走行時側方照射灯※1（保安基準第 40 条の２（新規)、細目告示第 58 条の２（新規)、第 136 条の２（新規)、第 214 条の２（新規)、別添 52 関係）

後退灯協定規則及び取付装置協定規則の改訂に伴い、以下のとおり改正することとします。

※1 低速での走行を支援するための車両側方への補助的照明として使用される灯火

【適用対象】

○　その製作日が平成 24 年 11 月 18 日以降の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）

【改正概要】

以下に掲げる基準に適合する低速走行時側方照射灯を備えることができることとします。

○　色　：白
○　個数：１又は２（２の場合は自動車の側面に１ずつ）
○　方向：下向き

○　光度：

・ 500カンデラ以下とします。
・ 車両の側方、前方又は後方に向けて直接照射される光が下記に定める垂直最小角から垂直最大角までの範囲内で0.5カンデラを超えないこととします（測定距離：最低３ｍ）。

　垂直最小角：　φ min[°]＝arctan((１－取付高さ）/10)

　垂直最大角：　φmax[°]＝φ min＋11.3°

　※「取付高さ」の単位：ｍ

・例）取付高さが1.5ｍ、測定距離10ｍの場合
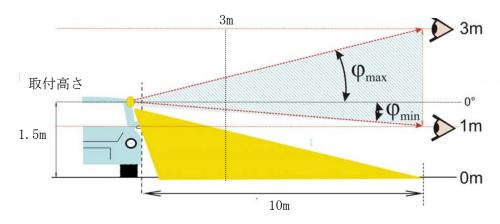
○　非視認性要件：

・ 以下の水色のゾーンから、低速走行時側方照射灯の見かけの表面が視認できないこととします。
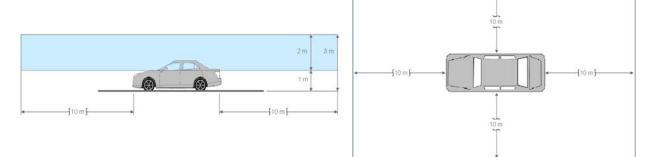
○　電気結線：

・ 前照灯が点灯していない場合、点灯できない構造であることとします。
・ 次の(a)～(c)までの要件を一つ以上満たす場合に限り、自動的に点灯するものとします。
　(a) 変速装置を前進の位置に操作しており、かつ、原動機の始動装置を始動の位置に操作した状態（アイドリングストップ対応自動車等にあっては、原動機自動停止に続いて原動機が始動した状態を除く。）において、自動車の速度が10km/h以下の場合
　(b) 変速装置を後退の位置に操作している場合
　(c) 自動車の周辺状況について必要な視界を運転者に与えるため、必要な画像情報を撮影する装置が作動しており、かつ、変速装置を前進の位置に操作した状態において、自動車の速度が10km/h以下の場合
・ 低速走行時側方照射灯は、変速装置を前進の位置に操作した状態において、自動車の速度が10km/hを超えた場合には、消灯する構造であることとします。

② 車室外乗降支援灯[※2]（細目告示別添 52 関係）

取付装置協定規則の改訂に伴い、以下のとおり改正することとします。

※2 乗員の乗降等を支援するための補助的照明として使用される灯火

【適用対象】

○ 型式の指定を受ける日が平成 29 年 11 月 18 日以降の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）

【改正概要】

○ 個数：

・ 「無制限」から「２」に変更することとします。ただし、車室外乗降支援灯をステップ及びドア･ハンドル以外の位置に取り付ける自動車にあっては、さらに追加の車室外乗降支援灯をステップ及びドア・ハンドルにそれぞれ１個ずつ備えることができることとします。

○ 非視認性要件：

・ 「後方 15° 方向の決められた領域から､見かけの表面が確認できないこと」から「以下の水色の領域から、車室外乗降支援灯の見かけの表面が確認できないこと」に変更することとします。
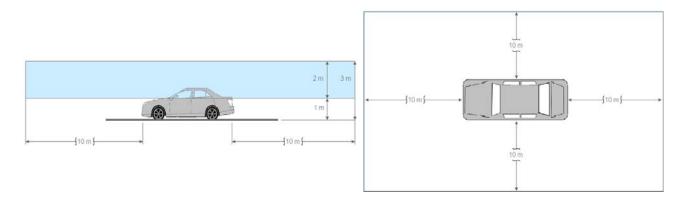
○ 電気結線：

・ すれ違い用前照灯、前部霧灯、側方照射灯、車幅灯、前部上側端灯、番号灯及び後部上側端灯は､車室外乗降支援灯が点灯している場合においては、細目告示別添 52 3.11[※3] 及び 3.12[※4] の規定にかかわらず､単独で点灯してもよいものとします。

※3 車幅灯、尾灯、前部上側端灯、後部上側端灯、側方灯及び番号灯は、電気結線に関し、同時に点灯し、かつ、同時に消灯するように取り付けられなければならない。

※4 走行用前照灯、すれ違い用前照灯、前部霧灯及び側方照射灯は、電気結線に関し、3.11. に規定する灯火器が消灯しているときに点灯できないように取り付けられなければならない。

③ その他

その他、協定規則において、誤記訂正、項目の整理等に伴う改訂がなされましたので、細目告示についても同様に所要の改正を行うこととします。

（２）装置型式指定規則の改正

歩行者保護協定規則の採用並びに後退灯協定規則及び取付装置協定規則の改訂に伴い、相互承認（外国政府の認定を受けている場合、型式指定を受けたものとみなすこと）の対象となる特定装置を追加等するため、第２条（特定装置の種類）、第５条（指定を受けたものとみなす特定装置）等の改正を行うこととします。

【改正概要】

○ 第２条（特定装置の種類）関係
- ・「歩行者頭部保護装置及び歩行者脚部保護装置」及び「低速走行時側方照射灯」を追加します。

○ 第５条（指定を受けたものとみなす特定装置）関係
- ・「歩行者頭部保護装置及び歩行者脚部保護装置」は歩行者保護協定規則に基づき認定されたものについて、また、「低速走行時側方照射灯」は後退灯協定規則に基づき認定されたものについて、それぞれ型式指定を受けたものとみなすこととします。
- ・「灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置」について、取付装置協定規則が改訂されたことに伴い、規則番号に第6改訂版を追加することとします。なお、第5改訂版については、引き続き型式指定を受けたものとみなすこととします。

○ 第６条（特別な表示）関係
- ・第３号様式に定める表示方式（左記）については、「歩行者頭部保護装置及び歩行者脚部保護装置」はａ≧８、「低速走行時側方照射灯」はａ≧５とします。

（３）その他

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示」及び「装置型式指定規則第五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示」について所要の改正を行うこととします。

３．スケジュール

公布：平成 24 年 11 月 16 日
施行：平成 24 年 11 月 18 日

※ＵＮ規則文書（原文）につきましては次のとおりです。
http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29ap_mar12.html

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成 24 年 12 月 27 日
自　動　車　局

トレーラ・ハウスを一時的に運行できるようにするための制度改正等を行いました！！

今般、道路運送車両の保安基準第 55 条第 1 項に基づく基準緩和認定制度に関する告示、通達の一部を次のとおり改正しましたのでお知らせします。（改正概要は別紙）

(1) トレーラ・ハウス関係

トレーラ・ハウスについては、自動車の大きさに関する制限、制動装置の基準等に一部適合していないことが多いため、原則、運行の用に供することができませんでした。

今般、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災以降、店舗、事務営業所、公共施設等として利用したいとの要望等を踏まえ、移動が限定的なトレーラ・ハウスについて、速度の制限や車両の前後への誘導車の配置など、運行の安全性を確保するための条件を付すことにより、基準緩和の認定をしたうえで、その一時的な運行ができるよう制度改正しました。

なお、基準緩和の認定を受けたトレーラ・ハウスの運行にあたっては、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 34 条の臨時運行の許可を別途受ける必要があります。

(2) 基準緩和認定セミトレーラの相互使用関係

物流の効率化等の観点から、基準緩和の認定を受けたセミトレーラについて、複数の運送事業者間で相互に使用したいとの要望を踏まえ、基準緩和の認定を受けた自動車について複数の運送事業者間で相互に使用できることを明確化しました。

国土交通省としては、運行の安全を確保するための条件及び関係法令を遵守していただき、安全な運行を行っていただきたいと考えております。

問い合わせ先
自動車局　技術政策課：古川、松倉
自動車情報課：因泥、藤城
電話：03-5253-8111
（技術政策課　：42214）
（自動車情報課：42113）

別　紙

１．改正概要

(1)　「道路運送車両の保安基準第 55 条第 1 項、第 56 条第 1 項及び第 57 条第 1 項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示」（平成 15 年 9 月 26 日国土交通省告示第 1320 号）の一部改正について

①地方運輸局長が緩和の指定ができる規定の追加（第１条関係）

　指定自動車等以外の自動車であって新たに運行の用に供しようとするもの等及び使用の過程にある自動車の保安基準の細目のうち、制動装置の一部の基準（細目告示第 93 条第 6 項、第 94 条第 4 項及び第 171 条第 6 項並びに第 172 条第 4 項）を地方運輸局長が緩和の指定ができる規定として追加しました。

②その他所要の改正を行いました。

(2)　「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成 9 年 9 月 19 日付け自技第 193 号）の一部改正について

①トレーラ・ハウスについて、用語を定義したうえで基準緩和の認定を申請することができる自動車として追加しました。

- （用語）
  「トレーラ・ハウス」とは、住居、店舗、事務営業所、公共施設等として使用するための施設・工作物を有する被けん引自動車であって、その大きさが保安基準第２条の制限を超えているもの。
- （基準緩和の認定を申請することができる自動車）
  トレーラ・ハウスのうち、当該自動車が有する施設・工作物が分割困難な構造であり、かつ、当該自動車を特定地に定置して使用するとともに、そのための運行が一時的な片道限りのもの。

②基準緩和自動車の使用者以外の者が当該自動車を使用し、関係法令等に違反して運行した場合においても、当該自動車が、基準緩和の認定に関する行政処分の対象となることを明記しました。

③その他所要の改正を行いました。

２．スケジュール

公布：平成 24 年 12 月 27 日
施行：公布と同じ

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成 25 年３月 28 日
自　動　車　局

乗用車のアームレスト等の可動部にお子様が指等を挟み込まないよう注意しましょう

平成 25 年２月、後部座席にいた幼児が、運転席のアームレストとシートの取り付け部の隙間に指を挟み込んでしまい、大怪我（右手中指第一関節より先３分の１が削ぎ落ち、その後縫合）をしたとの情報が当省に寄せられました。

国土交通省では、これまでも自動車のドア、パワーウインド等への指等の挟み込みについて自動車ユーザーへの注意喚起をしてきたところですが、本事案を踏まえ、以下の事項について新たに注意喚起を行うとともに、当省のホームページにおいても注意事項を掲載しました。

【車内のアームレスト等の可動部への指等の挟み込み防止に関する注意事項】

- 車内のアームレスト等の可動部にお子様が指等を挟み込まないよう注意しましょう。
  - ✓ 乗用車の車内にはアームレストとシートの取り付け部等の可動部が多くあります。保護者の方はお子様が指等を挟まないよう十分注意しましょう。
- 取扱説明書の使用上の注意を再確認しましょう。

【注意事項掲載ホームページ】

・ 国土交通省ホームページ（自動車を安全に使うためには）
http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/carsafety.html

【ご参考】

・ 自動車のドアに指を挟み込まないように注意しましょう！
http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/carsafety_sub/carsafety009.html

・ 自動車のパワーウインドで指等を挟み込まないように注意しましょう！
http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/carsafety_sub/carsafety016.html

問い合わせ先：国土交通省自動車局審査・リコール課
リコール監理室　野津、徳永
代表：03-5253-8111（内線）42351、42361
直通：03-5253-8597、FAX：03-5253-1640

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成 25 年 3 月 29 日
自動車局技術政策課

我が国の自動車安全・環境基準の国際調和を積極的に進めていきます
～国連欧州経済委員会規則（UN/ECE 規則）の採用に向けた工程表について～

国土交通省は、安全・環境性に優れた自動車の普及を促進し、日本の自動車メーカーが国際的に活躍できる環境を整備するため、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP29）における自動車基準の国際調和及び認証の相互承認に向けた活動に積極的に参画しています。

具体的には、本年 3 月 11 日より開催されたWP29 第 159 回会合においても、国際的な車両型式認証の相互承認制度（IWVTA）※1に必要な乗用車の安全・環境基準の改正を日本が主導していくことを提案しました。国土交通省は、必要に応じて国際基準の改正を行いつつ、自動車の国際基準の採用を積極的に進めているところです。
（参考：http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000122.html）

このような自動車基準の国際調和の取組について、今般、「規制・制度改革に係る方針」（平成 24 年 7 月 10 日閣議決定）※2の内容を踏まえ、国連欧州経済委員会規則（UN/ECE 規則）※3の採用に向けた工程表を別紙のとおり作成しましたのでお知らせします。

本工程表に記載された規則の採用を進めることにより、IWVTA に必要な安全・環境基準について国際調和されることとなり、自動車の輸出入の円滑化が促進されることが期待されます。

（別紙）国連欧州経済委員会規則（UN/ECE 規則）の採用に向けた工程表

※１：国際的な車両型式認証の相互承認制度（IWVTA）
　自動車に係る認証の相互承認を、これまでの装置単位から、車両単位へ発展する制度。本制度の実現により、一箇国で車両認証を取得した場合、IWVTA に加盟している世界各国での認証手続きが簡素化されることが期待されています。

※２：「規制・制度改革に係る方針」（平成 24 年 7 月 10 日閣議決定）（抄）
１．自動車基準の国際基準との整合①（UN/ECE 規則）
　日本での安全の確保及び環境の保全に配慮しつつ、国連欧州経済委員会の下の自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において進められている国際的な車両型式認証の相互承認制度（IWVTA）の実現に向けた活動の一環として、国連欧州経済委員会規則（UN/ECE 規則）のうち、採用する必要性の高い規則について、その妥当性の検証や WP29 の場において必要な改正提案を行う等、その採用に向けた工程表を作成し、公表する。

※３：国連欧州経済委員会規則（UN/ECE 規則）
　「国連の車両等の型式認定相互承認協定（略称）」（1958 年協定）に基づく、自動車の安全・環境に関する要件を規定した国際規則。

【問い合わせ先】自動車局 技術政策課　森本・中尾
代表　03-5253-8111（内線 42253）
直通　03-5253-8591
FAX　03-5253-1639

国連欧州経済委員会規則（UN/ECE規則）の採用に向けた工程表

平成25年3月
国土交通省自動車局
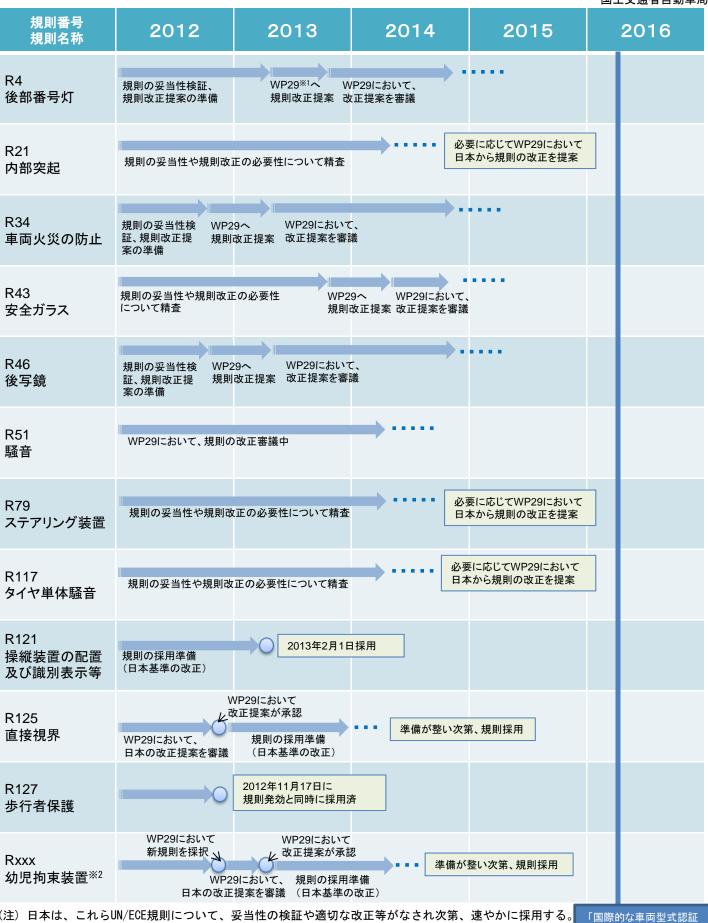
（注）日本は、これらUN/ECE規則について、妥当性の検証や適切な改正等がなされ次第、速やかに採用する。
UN/ECE規則の改正に際しては、WP29参加各国の協力が不可欠。
R4、R34、R43、R46、R51は、WP29第159回会合において、日本が改正を主導することを提案した。

※1：国連欧州経済委員会の下にある自動車基準調和世界フォーラム（WP29）は、自動車基準の国際調和と認証の相互承認を多国間で審議する唯一の場であり、日本も積極的に参画している。

※2：2013年7月に発効予定。

国土交通省自動車局プレスリリース

平成２５年４月１２日

平成２４年度のリコール届出件数及び対象数について（速報値）

１．平成 24 年度における自動車のリコール届出は、国産車と輸入車を合わせて、届出件数 308 件（対前年度 45 件増）、対象車両数 5,612,979 台（対前年度 3,018,742 台増）でした。

２．また、平成 24 年度における特定後付装置（タイヤ・チャイルドシート）のリコール届出は、タイヤについて、届出件数１件、対象装置数 14,396 本でした。

最近１０年間における自動車のリコール届出件数及び対象車両数の推移

年度＼事項	国産車		輸入車		計	
	件数	対象車両数	件数	対象車両数	件数	対象車両数
15	123	4,235,340	81	181,131	204	4,416,471
16	331	7,072,497	107	493,427	438	7,565,924
17	227	5,406,616	82	256,376	309	5,662,992
18	203	6,294,932	97	673,313	300	6,968,245
19	229	3,792,420	81	475,449	310	4,267,869
20	204	5,073,467	91	277,132	295	5,350,599
21	212	2,989,986	92	288,310	304	3,278,296
22	237	7,166,785	83	181,507	320	7,348,292
23	180	2,423,068	83	171,169	263	2,594,237
24	217	5,411,283	91	201,696	308	5,612,979

※　平成２４年度は、速報値

特定後付装置（ﾀｲﾔ・ﾁｬｲﾙﾄﾞｼｰﾄ）のリコール届出件数及び対象装置数の推移

年度＼事項	国産装置		輸入装置		計	
	件数	対象装置数	件数	対象装置数	件数	対象装置数
16	1	6,196	2	100	3	6,296
17	0	0	1	435	1	435
18	0	0	0	0	0	0
19	3	123,428	0	0	3	123,428
20	0	0	0	0	0	0
21	0	0	0	0	0	0
22	0	0	1	1,017	1	1,017
23	1	45,624	0	0	1	45,624
24	1	14,396	0	0	1	14,396

（特定後付装置のリコール制度は、平成１６年より施行）

※　平成２４年度は、速報値

〈参考〉

主要自動車メーカーのリコール届出件数及び対象台数

【国産車】

製作者名＼年度	20		21		22		23		24	
	件数	対象台数	件数	対象台数	件数	対象台数	件数	対象台数	件数	対象台数
三菱ふそうトラック・バス	25	216,679	19	184,575	19	43,472	13	17,743	17	284,441
いすゞ自動車	27	531,975	21	91,270	23	295,443	19	377,317	17	267,656
日産自動車	7	566,271	14	625,738	11	947,306	8	462,338	14	859,938
日野自動車	17	82,996	9	56,612	14	6,919	13	33,754	13	11,826
トヨタ自動車	7	1,168,734	5	563,132	14	2,121,187	7	125,964	10	2,144,091
三菱自動車工業	8	295,672	3	83,412	10	254,066	11	497,674	9	1,350,569
UDトラックス （旧　日産ディーゼル工業）	16	33,150	11	23,689	9	9,984	7	40,433	6	10,247
ダイハツ工業	6	300,488	7	462,389	11	1,769,774	2	115,380	5	184,417
本田技研工業	8	801,714	3	5,817	9	1,048,443	7	294,354	5	119,659
富士重工業	3	227,686	2	7,814	4	129,282	1	437	4	39,267
スズキ	5	478,075	11	725,947	13	407,368	6	82,553	3	59,130
川崎重工業	2	967	4	2,198	0	0	3	6,891	3	21,442
ヤマハ発動機	2	54,284	1	7,386	3	34,806	6	286,025	3	20,634
マツダ	6	241,292	3	93,476	3	64,602	4	35,086	1	8,902

【輸入車】

車名(ブランド名)＼年度	20		21		22		23		24	
	件数	対象台数	件数	対象台数	件数	対象台数	件数	対象台数	件数	対象台数
BMW	12	9,004	7	24,762	14	18,081	4	19,663	12	149,923
メルセデス・ベンツ	6	7,318	5	22,298	3	14,038	4	4,619	7	8,286
ボルボ	6	29,842	6	29,427	7	4,360	7	4,954	7	4,857
アウディ	3	65,018	4	4,480	1	817	1	37	2	437
フォルクスワーゲン	7	95,909	6	80,821	0	0	1	50,736	0	0

注:リコール届出者が自動車製作者と輸入契約を締結し、日本国内にて販売している車両について、種別・用途を問わず車名毎に区分し集計したことから、平成 23 年度のリコール届出及び対象台数（速報値）の数値とは異なるものがある。

自動車のリコール届出件数及び対象台数の推移

事項 / 年度	国　産　車		輸　入　車		計	
	件　数	対象台数	件　数	対象台数	件　数	対象台数
昭和 44	76	2,561,623	89	8,610	165	2,570,233
45	24	1,495,096	10	2,078	34	1,497,174
46	10	794,893	8	1,955	18	796,848
47	16	190,695	15	4,769	31	195,464
48	6	662,877	12	6,412	18	669,289
49	6	108,887	7	2,889	13	111,776
50	8	56,342	13	3,670	21	60,012
51	9	151,518	11	3,399	20	154,917
52	15	1,675,857	7	7,958	22	1,683,815
53	21	710,252	11	8,942	32	719,194
54	8	189,477	9	5,551	17	195,028
55	17	502,331	7	13,117	24	515,448
56	12	460,925	6	11,425	18	472,350
57	15	467,577	6	5,277	21	472,854
58	20	470,907	8	1,877	28	472,784
59	11	585,767	8	28,481	19	614,248
60	6	138,397	21	26,377	27	164,774
61	10	176,305	20	9,841	30	186,146
62	23	1,323,055	25	78,238	48	1,401,293
63	15	632,721	28	123,658	43	756,379
平成元	18	1,044,198	27	35,827	45	1,080,025
2	17	1,266,116	40	70,040	57	1,336,156
3	32	1,341,101	54	203,487	86	1,544,588
4	16	1,026,896	42	251,344	58	1,278,240
5	21	369,806	34	122,009	55	491,815
6	14	1,722,353	36	119,721	50	1,842,074
7	10	52,880	35	101,337	45	154,217
8	14	1,913,722	44	192,645	58	2,106,367
9	42	2,355,792	41	229,227	83	2,585,019
10	44	680,216	49	448,935	93	1,129,151
11	58	1,616,215	74	255,875	132	1,872,090
12	112	2,151,728	64	259,112	176	2,410,840
13	93	2,926,499	76	364,378	169	3,290,877
14	104	2,784,850	66	227,024	170	3,011,874
15	123	4,235,340	81	181,131	204	4,416,471
16	331	7,072,497	107	493,427	438	7,565,924
17	227	5,406,616	82	256,376	309	5,662,992
18	203	6,294,932	97	673,313	300	6,968,245
19	229	3,792,420	81	475,449	310	4,267,869
20	204	5,073,467	91	277,132	295	5,350,599
21	212	2,989,986	92	288,310	304	3,278,296
22	237	7,166,785	83	181,507	320	7,348,292
23	180	2,423,068	83	171,169	263	2,594,237
24	217	5,411,283	91	201,696	308	5,612,979
合計	3,086	84,474,268	1,891	6,434,995	4,977	90,909,263

※平成２４年度は、速報値

自動車のリコール届出件数及び対象車両数の年度別推移

（昭和 44 年度から平成 24 年度までの 44 年間）
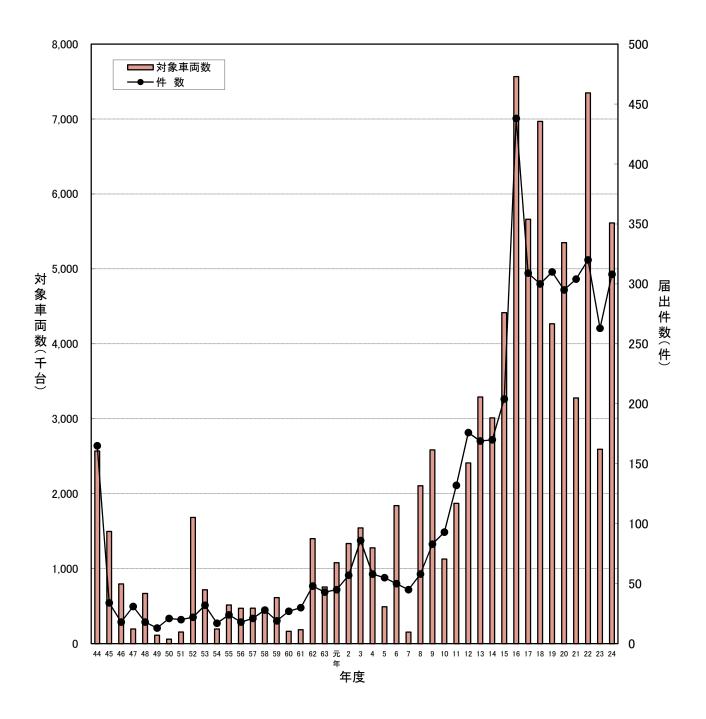
平成25年６月28日
自　動　車　局

エアブレーキを装備したトラックでは
ブレーキのバタ踏みは危険です！

エアブレーキを装備したトラックが数台の車両と衝突する事故が、昨年度に２件（注１）発生しました。当該事故は、ブレーキのバタ踏み（注２）によりエアタンク内の圧力が低下し、ブレーキ力が低下したことや過積載等が原因と考えられることから、国土交通省から大型車メーカー４社（いすゞ自動車（株）、日野自動車（株）、三菱ふそうトラック・バス（株）及びＵＤトラックス（株））に対して、注意喚起などの取組みを行うことについて検討を依頼していたところです。

今般、大型車メーカー４社より、大型車メーカー４社のホームページへの注意喚起のチラシ（別紙）の掲載等により、取扱説明書等に記載のあるエアブレーキ車でのブレーキペダルのバタ踏みをしないこと等について、改めて注意喚起を実施するとの報告がありました。本報告を受けて、国土交通省においては、自動車関係団体及び地方運輸局に対して注意喚起に関する協力依頼を行うとともに、国土交通省のホームページにおいて、注意事項を掲載しました。

【エアブレーキを装備したトラックにおけるブレーキに関する注意事項】

- エアブレーキを装備したトラックでのブレーキペダルのバタ踏みはやめましょう。
  - ✓ エアブレーキは操作の度にエアタンクに貯めた空気を消費します。バタ踏みをすると空気圧が大きく低下し、ブレーキ力が低下します。
  - ✓ エアタンク内の空気圧が低下するとエアメーターの針がレッド（赤色）ゾーンまで落ちるとともに、警報ブザーが鳴りますので、注意しましょう。
  - ✓ 取扱説明書等にもバタ踏みをしないよう記載がありますので、改めて確認しましょう。
- 下り坂ではエンジンブレーキ等を有効に活用しましょう。
  - ✓ フットブレーキを使い過ぎると、ブレーキが過熱し「フェード現象」

（注１）平成24年５月、トラックが計３台の車両と衝突の上、店舗に突っ込んで停止し、計６名が重軽傷を負う事故が発生。平成24年７月、大型トラックが信号待ちをしていた軽トラックなど計５台と衝突し、軽トラックの運転手１名が死亡、大型トラックの運転手を含む他５名が病院に搬送される事故が発生。

（注２）バタ踏みとは、ブレーキペダルの踏み込み、ゆるめ操作を短時間に必要以上に繰り返すこと。

や「ベーパーロック現象」を起こし、ブレーキの効きが悪くなり大変危険です。

- 過積載は法律で禁止されています。
  - ✓ 過積載をすると、通常より制動距離が伸びるなど思わぬ事故や故障の原因になります。

【注意事項掲載ホームページ】

・ 国土交通省ホームページ（自動車を安全に使うためには）
http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/carsafety.html

問い合わせ先：国土交通省自動車局審査・リコール課
リコール監理室　野津、徳永
代表：03-5253-8111（内線）42351、42361
直通：03-5253-8597、FAX：03-5253-1640

エアブレーキ車ではブレーキの
バタ踏みは危険です！
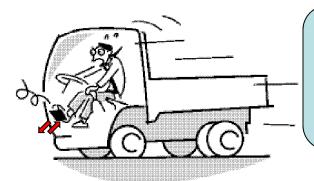
～事故状況～
エアブレーキ車において、ブレーキペダルのバタ踏み※等によりブレーキの効きが悪くなり、数台の車両と衝突する事故が発生しました。

※ バタ踏みとは、ブレーキペダルの踏み込み、ゆるめ操作を短時間に必要以上繰り返すことです。

● エアブレーキ車でのブレーキペダルのバタ踏みはやめましょう。

✓ エアブレーキは操作の度にエアタンクに貯めた空気を消費します。バタ踏みをすると空気圧が大きく低下し、ブレーキ力が低下します。

✓ 空気圧が低下するとエアメーターの針がレッド（赤色）ゾーンまで落ちるとともに、警報ブザーが鳴りますので、注意しましょう。

✓ 取扱説明書等にもバタ踏みをしないよう記載がありますので、改めて確認しましょう。

● 下り坂ではエンジンブレーキ等を有効に活用しましょう。

✓ フットブレーキを使い過ぎると、ブレーキが過熱し「フェード現象」や「ベーパーロック現象」を起こし、ブレーキの効きが悪くなり大変危険です。

● 過積載は法律で禁止されています。

✓ 過積載をすると、通常より制動距離が伸びるなど思わぬ事故や故障の原因になります。

いすゞ自動車（株）／日野自動車（株）／三菱ふそうトラック・バス（株）／UDトラックス（株）

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成 25 年6月 28 日
自　動　車　局

荷台を架装する前の貨物自動車（キャブ付きシャシ）の認定制度をつくります。

「製造過程自動車の型式認定に関する規程（仮称）（国土交通省告示）」
等に係る意見募集について

キャブ付きシャシ（荷台を架装する前の貨物自動車をいう。以下同じ。）については、製造過程自動車（製造の過程にある自動車をいう。以下同じ。）として市場において販売・購入されており、ディーラーやユーザー等が必要な架装を行っているところですが、現在、キャブ付シャシを含めた製造過程自動車については、国が保安基準への適合性を確認する制度が存在しておりません。

このため、適正かつ円滑な取引を促進する観点から、キャブ付きシャシとして保安基準への適合性を確認するための型式認定制度を設け、その型式を認定することを通して、ディーラーやユーザー等が製造過程自動車を販売・購入するに当たって、保安基準への適合性を容易に確認することができることにより、取引の適正化・円滑化に資するものと考えています。

今般、国交省では、荷台を架装した後の状態で車両総重量が 7.5 トンを超える貨物自動車（抜けん引自動車を除く。）を、キャブ付きシャシ自動車として、車両の型式ごとに認定する仕組みを作ります。（「製造過程自動車の型式認定に関する規程（仮称）（国土交通省告示）」）

つきましては、広く国民の皆様からご意見を賜るべく、本件に対する意見を以下の要領のとおり募集いたします。頂いた意見につきましては、担当部局においてとりまとめた上で、検討を行う際の資料とさせて頂きます。なお、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめその旨ご了解願います。

問い合わせ先
自動車局審査・リコール課：海東、千葉
審査・リコール課：03-5253-8111（内線 42324）
直通 03-5253-8596
FAX 03-5253-1640

（参考）製造過程自動車(いわゆる「キャブ付きシャシ」)の型式認定制度の概要
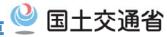
制度のイメージ

○製造過程自動車（いわゆる「キャブ付シャシ」）の型式を認定する制度を策定し、当該製造過程自動車の構造、装置及び性能の保安基準への適合性とともに、均一性について判断し、型式認定を行う。
○また、型式認定を行うにあたり、欧州の認証制度を参考として、装置型式指定を活用する。
○当初、荷台を架装した後の状態（完成車）で車両総重量が7.5トンを超える貨物自動車（被けん引自動車を除く。）を対象として制度の運用を開始する。
○自動車製作者等の責任範囲を明確にし、運輸支局等における新規検査業務の適正、かつ、効率化を図る。
○交通安全環境研究所（自動車審査部）における審査を架装しない半完成車状態で行うことにより、メーカーの架装費用等の削減を図る。

新たな認定制度

キャブ付きシャシ

①原動機及び動力伝達装置 ②走行装置（車輪、車軸等） ③操縦装置 ④制動装置 ⑤緩衝装置 ⑥燃料装置及び電気装置 ⑦ 車枠及び車体（巻込防止装置を除く。） ⑧乗車装置 ⑨窓ガラス ⑩騒音防止装置（消音器等） ⑪排出ガス発散防止装置 ⑫灯火装置及び反射器（一部仮に装着） ⑬警報装置（警音器等） ⑭視野を確保する装置（後写鏡、窓ふき器） ⑮計器類（速度計等）等

架装物（荷台及び代表的な付属装置）

①荷台
②巻込防止装置

完成車

別紙
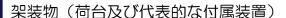
製造過程自動車の型式認定制度（仮称）の創設について

平成２５年６月
自　動　車　局
審査・リコール課
技　術　政　策　課

１．経緯

キャブ付きシャシ（荷台を架装する前の貨物自動車をいう。以下同じ。）については、製造過程自動車（製造の過程にある自動車をいう。以下同じ。）として市場において販売・購入されており、ディーラーやユーザー等が必要な架装を行っているところですが、現在、キャブ付シャシを含めた製造過程自動車については、国が保安基準への適合性を確認する制度が存在しておりません。

このため、適正かつ円滑な取引を促進する観点から、キャブ付きシャシとして保安基準への適合性を確認するための型式認定制度を設け、その型式を認定することを通して、ディーラーやユーザー等が製造過程自動車を販売・購入するに当たって、保安基準への適合性を容易に確認することができることにより、取引の適正化・円滑化に資するものと考えています。

今般、「製造過程自動車の型式認定等に関する規程（仮称）」を策定することにより、製造過程自動車に対する型式認定制度を導入し、キャブ付きシャシについて当該制度を適用することとします。

２．概要

(1)「製造過程自動車の型式認定等に関する規程（仮称）」の策定

①　製造過程自動車を製作することを業とする者又はその者から製造過程自動車を購入する契約を締結している者であって当該製造過程自動車を販売することを業とするもの（外国において本邦に輸出される製造過程自動車を製作することを業とする者又はその者から当該製造過程自動車を購入する契約を締結している者であって当該製造過程自動車を本邦に輸出することを業とするものを含む。以下「製作者等」という。）は、製作又は販売する製造過程自動車であって国土交通大臣が指定するもの※の型式について、国土交通大臣の認定（以下「型式認定」という。）を申請することができることとする。

※キャブ付きシャシ（荷台を架装した後の状態で、車両総重量が 7.5 トンを超える貨物自動車（被牽(けん)引自動車を除く。）に限る。）とする。

②　型式認定の申請に係る手続き（申請書の記載事項、添付書類等）について規定する。

③　国土交通大臣は、型式認定の申請があった場合、当該製造過程自動車の構造、装置及び性能の保安基準（国土交通大臣が指定するものに限る。）への適合性とともに、当該製造過程自動車の均一性について判定し、型式認定を行うこととする。

④　国土交通大臣は、型式認定をしたときは、当該型式認定に係る型式認定番号等

を公表することとする。

⑤　製作者等は、型式認定を受けた製造過程自動車を譲渡する場合において、保安基準（国土交通大臣が指定するものに限る。）への適合性を確認したときは、譲受人に型式認定番号等を記載した書面を交付することとする。

⑥　製作者等は、氏名、住所等に変更があったとき、型式認定に係る製造過程自動車の構造、装置及び性能を記載した書面等の内容に変更があったとき、型式認定に係る製造過程自動車の製造又は販売をやめたときは、その旨を国土交通大臣に届け出なければならないこととする。また、国土交通大臣は、必要に応じてその旨を公表することとする。

⑦　国土交通大臣は、型式認定を受けた製造過程自動車が保安基準（国土交通大臣が指定するものに限る。）に適合しなくなったとき又は均一性を有するものでなくなったとき等は、当該型式認定を取り消すことができるとともに、取り消した場合にあっては、当該型式認定に係る型式認定番号等を公表することとする。

(2)　その他関係告示の整理等

①　(1)の策定にともない、保安基準における最大積載量の算定方法を見直すこととする。（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）第 81 条、第 159 条、第 237 条関係

②　その他所要の規定を整備する。

３．今後のスケジュール

公布・施行：平成２５年９月初旬（予定）

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

平成２５年６月２８日
自動車局環境政策課

「超小型モビリティの導入促進」事業の対象案件の決定について

　国土交通省では、超小型モビリティの普及や関連制度の検討に向け、成功事例の創出、国民理解の醸成を促す観点から、地方公共団体等の主導によるまちづくり等と一体となった先導導入や試行導入の優れた取組みを重点的に支援する「超小型モビリティの導入促進」事業を実施することとしております。
　先般、平成２４年度補正予算において措置された本事業の支援対象となる案件の公募を行い、本年３月１５日に１５件の事業計画を採択したのに続き、５月１０日から５月３１日まで、平成２５年度予算において措置された本事業の支援対象となる案件の公募を行っておりましたが、この度、応募のあった事業計画について、外部有識者の評価結果も踏まえて選定し、本事業の支援対象とする案件を決定いたしましたので、お知らせします。
　なお、今年度内に追加で事業計画の公募を行う予定です。

◆支援対象案件（内訳）
　事業数　１３件（３１７台）
　※詳細は別紙参照。

◆支援内容
　車両導入、事業計画立案及び効果評価費等の1／2(民間事業者等にあっては1／3)

◆外部有識者による評価
　「超小型モビリティの導入促進事業検討会」
　（横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院長　中村文彦教授　他）

〔お問い合わせ先〕
　国土交通省自動車局環境政策課
　（堀江、玉屋）
　ＴＥＬ：０３－５２５３－８１１１（内線４２５２５）
　　　　　０３－５２５３－８６０４（直通）
　ＦＡＸ：０３－５２５３－１６３６

超小型モビリティの導入促進
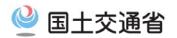
超小型モビリティは、交通の省エネルギー化に資するとともに、高齢者を含むあらゆる世代に新たな地域の手軽な足を提供し生活・移動の質の向上をもたらす、少子高齢化時代の「新たなカテゴリー」の乗り物。

その普及や関連制度の検討に向け、成功事例の創出、国民理解の醸成を促す観点から、地方公共団体等の主導によるまちづくり等と一体となった先導導入や試行導入の優れた取組みを重点的に支援。

人口減少・少子高齢化時代に向けた創造的イノベーションの提案
～クルマ、まちづくり、ライフスタイルの調和的革新に向けて～

写真：日産「ニューモビリティコンセプト」

「超小型モビリティ」
自動車よりコンパクトで、地域の手軽な移動の足となる1人～2人乗り程度の車両
（エネルギー消費量は、通常の自動車に比べ1／6 （電気自動車の1／2）程度）

超小型モビリティの導入により期待される効果

① **省エネ・低炭素化**への寄与

② 生活交通における**新たな交通手段**の提供、**新規市場・需要**の創出

③ **子育て世代や高齢者の移動支援**

④ 観光地や地域活動の活性化を通じた**観光・地域振興**

規制改革：公道走行をより簡便な手続きで可能とする新たな認定制度を創設（平成25年1月）

地方公共団体等の主導によるまちづくり等と一体となった先導・試行導入の加速
（超小型モビリティの特性・魅力を引き出し、かつ創意工夫にあふれる優れた取組みを選定し、重点的に支援（※））
※事業計画を公募、外部有識者により評価。優れた計画を選定して、重点的に支援。

＜先導・試行導入に係る事業計画の実施費用（車両導入、事業計画立案及び効果評価費等）の1／2（民間事業者等にあっては1／3）を補助＞

超小型モビリティの特性を最大限活かした
「成功事例の創出」

幅広い市民の方々に実際に車両を見て乗っていただきつつ
「生活・移動スタイル再考機会の創出」
「広範な国民理解の醸成」

幅広い普及に向け社会受容性を高めつつ、車両区分等関連制度の整備、これを活用した低炭素・集約型まちづくりに関する検討を加速。超小型モビリティの市場を創出。

※ 都市局「先導的都市環境形成促進事業」、住宅局「環境・ストック活用推進事業」等との連携を予定

（別紙）

超小型モビリティの導入促進事業の支援対象案件一覧

申請者 《導入地域》 （事業の関係者）	導入する超小型モビリティ
岩手県西磐井郡平泉町《同》	日産「New Mobility Concept」 3台
長野トヨタ自動車（株）《長野県北佐久郡軽井沢町》 （軽井沢トヨタ自動車（株）、（株）トヨタレンタリース長野、長野朝日放送（株）、信越放送（株）、（株）テレビ信州、（株）長野放送、清水建設（株））	トヨタ車体「コムス」 5台
さいたま市小型電動モビリティ利活用推進協議会《埼玉県さいたま市》 （埼玉県さいたま市、本田技研工業（株）、（株）本田技術研究所）	ホンダ「マイクロコミューター・プロトタイプβ」 11台
茨城県つくば市《同》	日産「New Mobility Concept」 5台 トヨタ車体「コムス」 5台
神奈川県横浜市、日産自動車（株）《神奈川県横浜市》 （（株）日産カーレンタルソリューション、（株）日立製作所、（株）TBWA／HAKUHODO）	日産「New Mobility Concept」 100台
（株）セブンイレブン・ジャパン《17都府県》 （トヨタフリートリース（株））	トヨタ車体「コムス」 160台
電気自動車等を活用した伊勢市低炭素社会創造協議会《三重県伊勢市》 伊勢市、宿泊施設組合、地域事業者、観光協会、旅行会社など32団体	トヨタ車体「コムス」 4台
福井県《福井県福井市、同越前市》	トヨタ車体「コムス」 2台
坂井市三国超小型モビリティ推進協議会《福井県坂井市》 （坂井市三国観光協会、一般社団法人三國會所、坂井市総務部企画情報課）	トヨタ車体「コムス」 4台
福井県大飯郡高浜町《同》	トヨタ車体「コムス」 1台
香川県小豆郡小豆島町《同》 （（財）小豆島ふるさと村）	日産「New Mobility Concept」 3台
北九州市超小型モビリティ導入促進協議会《福岡県北九州市》 （北九州市、特定非営利活動法人タウンモービルネットワーク北九州）	日産「New Mobility Concept」 4台
宮古島市小型電動モビリティ等の活用に係る社会実験プロジェクト推進協議会《沖縄県宮古島市》 （沖縄県宮古島市、（株）東芝、本田技研工業(株)、(株)本田技術研究所）	ホンダ「マイクロコミューター・プロトタイプ」 10台

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

平成２５年７月１９日
自動車局環境政策課

香川県小豆郡土庄町豊島における超小型モビリティの先導導入について
～一般の皆様に超小型モビリティにお乗り頂ける最初の事業です～

国土交通省では、超小型モビリティの普及や関連制度の検討に向け、成功事例の創出、国民理解の醸成を促す観点から、地方公共団体等の主導によるまちづくり等と一体となった先導導入や試行導入の優れた取組みを重点的に支援する「超小型モビリティの導入促進」事業を実施することとしております。

今般、一般の皆様に超小型モビリティにお乗り頂ける最初の事業として、土庄町（とのしょうちょう）とソフトバンクモバイル株式会社、株式会社ベネッセホールディングス、電気自動車普及協議会により構成される「豊島（てしま）モビリティ協議会」が、香川県小豆郡土庄町豊島において、「瀬戸内国際芸術祭2013」の夏の会期の始まりにあわせ、来島する観光客の交通手段として、超小型モビリティのレンタルサービスを開始します。

◆事業概要

「瀬戸内国際芸術祭2013」の夏の会期の始まりにあわせ、超小型モビリティを、豊島に来島する観光客などにレンタカーとして貸し出し、島内の交通手段として活用してもらう。（詳細は別紙参照）

◆実施主体

「豊島モビリティ協議会」（所在地：香川県小豆郡土庄町、代表：岡田　好平）

構成団体：土庄町（香川県小豆郡、町長：岡田　好平）
　　　　ソフトバンクモバイル株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長 兼 CEO：孫　正義）
　　　　株式会社ベネッセホールディングス（本社：岡山県岡山市、代表取締役社長：福島　保）
　　　　電気自動車普及協議会（所在地：東京都新宿区、会長：福武　總一郎）

◆実施期間

2013年7月20日～2014年3月31日（予定）

◆使用する車両

NISSAN New Mobility Concept　６台

〔お問い合わせ先〕
国土交通省自動車局環境政策課
（永井、堀江、玉屋）
ＴＥＬ：０３－５２５３－８１１１（内線４２５２５）
０３－５２５３－８６０４（直通）
ＦＡＸ：０３－５２５３－１６３６

瀬戸内国際芸術祭2013における先導導入について
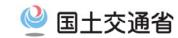
○瀬戸内国際芸術祭2013において、瀬戸内海に浮かぶ離島、豊島を訪れる観光客に、超小型モビリティによる魅力的で自由度の高い島内移動手段を提供する。
○島内移動手段が十分でない豊島の観光資源としての価値を高めるとともに、先進的なモビリティ自体を目的とする観光客の来島も期待される。

先導導入事業の内容

○「現代アート×超小型モビリティ」を基本コンセプトに、瀬戸内国際芸術祭2013の夏・秋開催と併せに、超小型モビリティを6台導入し、来島者に貸し出す。
○島内移動手段が不十分な豊島において、先進的なモビリティによる新たな移動手段を提供し、来島者の回遊性を高めることで、観光資源としての価値向上を図り地域活性化に貢献する。
○将来的には、豊島が掲げる「エネルギー自給自足」と連携し、豊島において太陽光により発電した電気を超小型モビリティに充電することで、低炭素・省エネルギーで環境に負荷をかけない循環型社会の実現を目指す。

導入される超小型モビリティと導入エリアの概要

導入車両：
日産「ニューモビリティコンセプト」

超小型モビリティがもたらす社会的便益 ～高齢者や子育て層の移動支援、観光振興等～

○超小型モビリティは、高齢者・子育て層の移動支援、観光振興など多くの社会的便益を生み出す。

観光地等の振興

◎ 狭い街路・街並みへの誘導や回遊性の向上等により、来訪者の立寄り先を増加。

◎ 川のせせらぎなど周辺自然環境の気づき、新たな観光資源の発掘等を通じ、観光地の魅力・にぎわいを向上。

日産 ニューモビリティコンセプト

歩行者との親和性

◎ コンパクトであるため、歩行者と離間がとれ、歩行者が安心して歩ける環境づくりに貢献。さらに、先進的な予防安全機能の搭載が期待される。

◎ 歩行者と運転者とのコミュニケーション等を通じ、従来のクルマと人の関わりが変化。

多様なコンセプトの超小型モビリティにより、日常生活や小口物流に手軽で、とりまわしのし易い、全く新たな交通手段を提供

トヨタ i－ROAD

トヨタ車体 コムス

高齢者や子育て層の移動支援

◎ 高齢者等あらゆる世代の外出機会の増加、コミュニケーションの活性化（地域活動への参加、買い物、通院、通勤・通学、知人宅への訪問など）。

◎ 子育て層等の日常生活における移動支援（買い物、通勤、学校送迎など）。

ホンダ マイクロコミュータープロトタイプ

小口物流の効率化

◎ 輸送経路や輸送手段の合理化による小口物流の輸送効率・サービスの向上。

◎ 市街地・都心部店舗での既存の狭いスペースを活用した、効率的な荷捌きの実現。

平成 25 年 7 月 12 日
自　動　車　局

電気自動車等の安全性に係る協定規則の改正に伴う
道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について

国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において電気自動車等の安全性に係る協定規則の改正等が行われました。

上記を受け、我が国における電気自動車等の安全性の向上を図るため、今般、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等を改正しましたので、お知らせします。（改正の詳細は別紙参照）

【改正の概要】

（１）電気自動車等の蓄電池の安全性に関する基準の強化

電気自動車等の蓄電池の安全性に関する基準として、耐火性の試験を行い、爆発しないこと等の要件を追加します。

なお、以下の自動車にこの要件を義務付けます。

〇平成28年7月15日以降に型式を取得する自動車
〇平成28年7月15日以降に電気自動車等へ改造を行う自動車

（２）その他

その他の協定規則について、誤記訂正、項目の整理等に伴う改訂が国連においてなされましたので、国内法令も同様に改正を行います。

問い合わせ先
自動車局　技術政策課　　　　　：猶野、吉田
　　　　　審査・リコール課　　：野原
電話 03-5253-8111（内線 42253、42313）
　　03-5253-8591（技術政策課（直通））
　　03-5253-8596（審査・リコール課（直通））
FAX　03-5253-1639

参考１

国連の車両等の型式認定相互承認協定（１９５８年協定）の概要

１．協定の目的

1958 年に締結された国連の多国間協定であり、正式名称は、「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」(以下、「車両等の型式認定相互承認協定」という。）である。

車両等の型式認定相互承認協定は、自動車の装置ごとの安全・環境に関する基準の国際調和及び認証の相互承認を推進することにより、安全で環境性能の高い自動車を普及するとともに、自動車の国際流通の円滑化を図ることを目的としている。

２．加入状況

平成 25 年（2013 年）6 月現在、50 か国、１地域が加入。

日本は、平成 10 年（1998 年）11 月 24 日に加入。

ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ハンガリー、チェコ、スペイン、セルビア、イギリス、オーストリア、ルクセンブルク、スイス、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、ルーマニア、ポーランド、ポルトガル、ロシア、ギリシャ、アイルランド、クロアチア、スロベニア、スロバキア、ベラルーシ、エストニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ラトビア、ブルガリア、カザフスタン、リトアニア、トルコ、アゼルバイジャン、マケドニア、欧州連合（ＥＵ）、日本、オーストラリア、ウクライナ、南アフリカ、ニュージーランド、キプロス、マルタ、韓国、マレーシア、タイ、アルバニア、モンテネグロ、チュニジア、エジプト・アラブ

（下線はＥＵ加盟国、［　　］はアジア諸国）

３．基準の制定・改訂

(1) 協定に基づく規則（以下、「協定規則」という。）は、国連の自動車基準調和世界フォーラム（ＷＰ29）での検討を経て、制定・改訂が行われる。同フォーラムには、上記締約国の他、アメリカ、カナダ等が参加している。

(2) 平成 25 年（2013 年）6 月現在、各装置ごとに 129 の協定規則（基準）が制定されている。

４．協定に基づく認証の相互承認の流れ

(1) 協定締約国は、国内で採用する協定規則を選択する。

(2) 協定締約国は、採用した協定規則について、当該協定規則による認定を行った場合には、国番号付きの認定マーク（ E_{43} ：日本の場合）と認定番号を与える。

(3) 認定を取得した装置については、当該協定規則を採用した他の協定締約国での認定手続きが不要になる。

５．日本における規則の採用状況及び今後の方針

日本は現在、乗用車の制動装置、警音器等の 46 の規則を採用している。今後も、新技術を踏まえた基準の策定等により積極的に基準調和を進めていくこととしている。

参考2

国連の車両等の型式認定相互承認協定における相互承認の対象項目

平成25年6月現在

No.	項　目　名	No.	項　目　名	No.	項　目　名
1	前照灯	51	騒音	102	連結装置
2	前照灯白熱球	52	小型バスの構造	103	交換用触媒
3	**反射器**	53	灯火器の取付け (二輪車)	**104**	**大型車用反射材**
4	後部番号灯	**54**	**タイヤ(商用車)**	105	危険物輸送車両構造
5	ｼｰﾙﾄﾞﾋﾞｰﾑ前照灯	55	車両用連結装置	106	タイヤ(農耕用ﾄﾗｸﾀ)
6	**方向指示器**	56	前照灯(ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)	107	二階建てバスの構造
7	**車幅灯、尾灯、制動灯、前部・後部上側端灯**	57	前照灯(二輪車)	108	再生タイヤ
8	ﾊﾛｹﾞﾝ前照灯	**58**	**突入防止装置**	109	再生タイヤ(商用車)
9	騒音 (三輪車)	59	交換用消音器	110	CNG自動車
10	**電波妨害抑制装置**	60	ｺﾝﾄﾛｰﾙ類の表示(二輪車、ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)	111	ﾀﾝｸ自動車のﾛｰﾙｵｰﾊﾞｰ
11	**ドアラッチ及びヒンジ**	61	外部突起(商用車)	**112**	**非対称配光型ﾍｯﾄﾞﾗﾝﾌﾟの配光**
12	**ステアリング機構**	**62**	**施錠装置(二輪車)**	113	対称配光型ﾍｯﾄﾞﾗﾝﾌﾟの配光
13	**ブレーキ**	63	騒音(ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)	114	後付エアバック
13H	**乗用車の制動装置**	64	応急用タイヤ	115	CNG、LPGﾚﾄﾛﾌｨｯﾄｼｽﾃﾑ
14	**シートベルト・アンカレッジ**	65	特殊警告灯	**116**	**盗難防止装置**
15	排出ガス規制	66	ｽｰﾊﾟｰｽﾄﾗｸﾁｬｰ強度 (バス)	117	タイヤ単体騒音
16	**シートベルト**	67	LPG車用装置	118	バス内装難燃化
17	**シート及びシートアンカー**	68	最高速度測定法	**119**	**コーナリングランプ**
18	施錠装置 (四輪車)	69	低速車の後部表示板	120	ﾉﾝﾛｰﾄﾞ馬力測定法
19	**前部霧灯**	**70**	**大型車後部反射器**	**121**	**ｺﾝﾄﾛｰﾙ・ﾃﾙﾃｰﾙ**
20	ﾊﾛｹﾞﾝ前照灯(H4前照灯)	71	農耕用ﾄﾗｸﾀの視界	122	ﾋｰﾃｨﾝｸﾞｼｽﾃﾑ規則
21	内部突起	72	ﾊﾛｹﾞﾝ前照灯(二輪車)	**123**	**配光可変型前照灯**
22	ヘルメット及びバイザー	73	大型車側面保護	124	乗用車ホイール
23	**後退灯**	74	灯火器の取付 (ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)	125	直接視界
24	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ自動車排出ガス規制	**75**	**タイヤ(二輪車、ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)**	126	客室と荷室の仕切り
25	**ヘッドレスト**	76	前照灯(ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)	**127**	**歩行者保護**
26	**外部突起(乗用車)**	**77**	**駐車灯**	128	LED光源
27	**停止表示器材**	**78**	**ブレーキ(二・三輪車、ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)**		
28	**警音器**	79	ステアリング装置		
29	商用車運転席乗員の保護	**80**	**シート(大型車)**		
30	**タイヤ(乗用車)**	**81**	**後写鏡(二輪車)**		
31	ﾊﾛｹﾞﾝｼｰﾙﾄﾞﾋﾞｰﾑ前照灯	82	ﾊﾛｹﾞﾝ前照灯(ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)		
32	後部衝突における車両挙動	83	燃料要件別排出ガス規制		
33	前方衝突における車両挙動	84	燃費測定法		
34	車両火災の防止	85	馬力測定法		
35	ﾌｯﾄｺﾝﾄﾛｰﾙ類の配列	86	灯火器の取付け (農耕用ﾄﾗｸﾀ)		
36	バスの構造	87	ﾃﾞｲﾀｲﾑﾗﾝﾆﾝｸﾞﾗﾝﾌﾟ		
37	白熱電球	88	反射タイヤ(ﾓﾍﾟｯﾄﾞ、自転車)		
38	**後部霧灯**	89	速度制限装置		
39	**スピードメーター**	90	交換用ﾌﾞﾚｰｷﾗｲﾆﾝｸﾞ		
40	排出ガス規制 (二輪車)	**91**	**側方灯**		
41	**騒音(二輪車)**	92	交換用消音器 (二輪車)		
42	バンパー	**93**	**ﾌﾛﾝﾄｱﾝﾀﾞｰﾗﾝﾌﾟﾛﾃｸﾀ**		
43	安全ガラス	**94**	**前突時乗員保護**		
44	**幼児拘束装置**	**95**	**側突時乗員保護**		
45	**ヘッドランプ・クリーナー**	96	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ (農耕用ﾄﾗｸﾀ)		
46	後写鏡	97	警報装置及びイモビライザ		
47	排出ガス規制 (ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)	**98**	**前照灯(ｶﾞｽﾃﾞｨｽﾁｬｰｼﾞ式)**		
48	**灯火器の取付け**	99	ｶﾞｽﾃﾞｨｽﾁｬｰｼﾞ光源		
49	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ排出ガス規制	**100**	**電気自動車**		
50	灯火器(二輪車、ﾓﾍﾟｯﾄﾞ)	101	乗用車のCO2排出量と燃費		

■ 基準採用済 (129規則中、46規則採用済)

別紙

自動車基準の国際調和、認証の相互承認等に関する「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」、「装置型式指定規則」等の一部改正について

１．背景

我が国の安全・環境基準のレベルを維持しつつ、自動車基準の国際調和、認証の相互承認を推進するため、平成 10 年に国連の「車両等の型式認定相互承認協定」（以下「相互承認協定」という。）に加入し、その後、相互承認協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところです。

今般、「バッテリ式電気自動車に係る協定規則（第 100 号）」などの改訂が、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 158 回会合において採択されており、今後、協定に定める規則改正手続きを経て、平成 25 年 7 月 15 日に発効されることとなっています。

これを受け、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号)」（以下、「細目告示」という。)、「装置型式指定規則(平成 10 年運輸省令第 66 号)」等を改正する必要があります。

２．改正概要

（１）細目告示の改正

①　電気装置（細目告示第 21 条、第 99 条、177 条関係）

「バッテリ式電気自動車に係る協定規則（第 100 号)」の改訂に伴い、以下のとおり改正します。

【適用範囲】

○　電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車及び被牽(けん)引自動車を除く。）に適用します。

【改正概要】

○　電力により作動する原動機を有する自動車に搭載され、原動機用蓄電池となる充電式エネルギー貯蔵システム（REESS：Rechargeable Energy Storage System）に対して、火炎に対する耐性を検証する耐火性の試験を行い、爆発しないこと等の要件を適用します。

○　その他、耐振動性、耐熱性、耐衝撃性、外部短絡保護、過充電保護、過放電保護、過昇温保護及びエミッション（開放式原動機用蓄電池の場合の水素ガス排出量の制限）の要件を適用します。

【適用時期】

○　以下の自動車にこの要件を義務付けます。

・平成 28 年 7 月 15 日以降に型式を取得した自動車

・平成 28 年 7 月 15 日以降に電力により作動する原動機を有する自動車以外から電力により作動する原動機を有する自動車に改造等するもの

②　その他

その他の協定規則について、誤記訂正、項目の整理等に伴う改訂がなされましたので、国内法令も同様に改正を行います。

（２）装置型式指定規則の改正

「バッテリ式電気自動車に係る協定規則（第 100 号）」の改訂に伴い、相互承認（外国政府の認定を受けている場合、型式指定を受けたものとみなすこと）の対象となる特定装置を追加等するため、第２条（特定装置の種類）、第５条（指定を受けたものとみなす特定装置）等の改正を行うこととします。

【改正概要】

○　第２条（特定装置の種類）関係

「原動機用蓄電池」を追加します。

○　第５条（指定を受けたものとみなす特定装置）関係

「原動機用蓄電池」を追加するとともに、「感電防止装置」について、協定規則が改訂されたことに伴い、規則番号について所要の変更を行います。

○　第６条（特別な表示）関係

・第３号様式に定める表示方式について、「原動機用蓄電池」は a≧８とします。

３．スケジュール

公布：平成 25 年７月 12 日

施行：平成 25 年７月 15 日

※ＥＣＥ規則文書（原文）につきましては次のとおりです。

http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29ap_nov12.html

国 自 技 第 66 号
平成 24 年 7 月 24 日

四国運輸局長　殿

自動車局長

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達）

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示」（平成 24 年国土交通省告示第 237 号）が制定されたことに伴い、当該告示の規定に基づき、「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について」（平成 15 年 10 月 1 日国自技第 151 号、国自環第 134 号）を別添のとおり改正しましたので、遺漏なきよう取り計らわれたい。

また、関係団体には、その旨通知したところであるが、さらに管内関係者に対し周知徹底を図られたい。

別添

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達）　新旧対照表

○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）（平成15年国自技第151号、国自環第134号）

（傍線部分は改正部分）

改　　正	現　　行
記 １．～28.　（略） 29.　適用関係告示第15条第16項ただし書の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。 (1) 平成25年6月23日から平成26年6月22日までに新型届出による取扱いを受けた自動車 (2) 平成25年6月23日から平成26年6月22日までに輸入自動車特別取扱を受けた自動車	記 １．～28.　（略） （新規）
30.　適用関係告示第19条第7項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。 (1) 平成26年7月26日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車 (2) 平成26年7月26日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車 (3) 平成26年7月26日以降に型式指定を受けた自動車（平成26年7月25日以前に型式指定を受けた自動車から座席及び座席取付装置に変更がないものを除く。） (4) 平成26年7月26日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車（平成26年7月25日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から座席及び座席取付装置に変更がないものを除く。） (5) 平成26年7月26日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車（平成26年7月25日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から座席及び座席取付装置に変更がないものを除く。）	（新規）
31.　適用関係告示第20条第13項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。 (1) 平成26年7月26日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車 (2) 平成26年7月26日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車 (3) 平成26年7月26日以降に型式指定を受けた自動車（平成26年7月25日以前に型式指定を受けた自動車から座席ベルト及び座席ベルト取付装置に変更がないものを除く。） (4) 平成26年7月26日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車（平成26年7月25日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から座席ベルト及び座席ベルト取付装置に変更がないものを除く。）	（新規）

(5) 平成26年7月26日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車（平成26年7月25日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から座席ベルト及び座席ベルト取付装置に変更がないものを除く。）	

附　則

この改正は、平成24年7月26日から適用する。

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車（依命通達）」の一部改正について

平成24年7月
技術政策課

１．改正概要

下表の細目告示の改正項目について、適用関係を整理・制定する。

細目告示の 改正項目	適用関係整理告示の 改正箇所	対象
車枠及び車体 （第15条関係）	・協定規則の改訂に伴い、自動車の助手席に年少者用補助乗車装置を備える場合の警告表示を備えなければならない自動車の適用を整理	○専ら乗用の用に供する定員10人未満の自動車（電気自動車に限る。） 新型生産車：平成25年6月23日
座席 （第19条関係）	・保安基準の細目告示第28条第6項等を表形式に改正したことに伴う適用を整理 ・協定規則の改訂に伴い、運行中に使用する横向き座席の備え付けを禁止する自動車等の適用を整理	○専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度20キロメートル毎時未満の自動車を除く。） ○専ら貨物の運送の用に供する自動車（最高速度20キロメートル毎時未満の自動車を除く。） 新型生産車：平成26年7月26日 継続生産車：平成29年7月26日
座席ベルト等 （第20条関係）	・協定規則の改訂に伴い、座席ベルトの装備要件の適用を整理	○自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度20キロメートル毎時未満の自動車を除く。） 新型生産車：平成26年7月26日 継続生産車：平成29年7月26日

上表の他、協定規則番号の改訂等の所要の改正を行う。

２．スケジュール

公布：平成24年7月中旬　（予定）
施行：平成24年7月26日

（別紙）

国自審第851号
平成24年8月31日

別紙宛先 あて（単名各通）

国土交通省自動車局
審査・リコール課長

チャイルドシートの肩ベルトによる子供の負傷を防止するための
注意喚起について（協力依頼）

国土交通省では、これまでも肩ベルトの適切な調整等、チャイルドシートの適切な使用方法について自動車ユーザーへの注意喚起を行ってきたところですが、今般、子供の体がチャイルドシートの外に出てチャイルドシートの肩ベルトが首にかかった状態となる事案が発生しました。肩ベルトが適切に調整されておらず緩んでいたために、子供が抜け出せたこと及び子供を車内に一人で残していたことが、本事案の発生原因として考えられます。

つきましては、あらゆる機会をとらえ、自動車ユーザーに対して下記事項について、注意喚起を行っていただくようお願いします。なお、自動車ユーザーに対する注意喚起用のチラシを別添のとおり作成しましたので、適宜ご活用下さい。

記

【チャイルドシートの肩ベルトによる子供の負傷防止に関する注意事項】

- 肩ベルトがお子様の身体にフィットしているかきちんと確認しましょう。
  - ✓ 肩ベルトの高さは、お子様の成長に合わせて調整して下さい。
  - ✓ お子様を乗せる度に、必ず肩ベルトの緩みを取り、お子様の身体にフィットするように肩ベルトの長さを調整して下さい。
  - ✓ 詳しい調整方法は、それぞれのチャイルドシートの取扱説明書で再度確認して下さい。
- 小さなお子様を車内に一人にするのは危険ですので、くれぐれも、お子様を置いて車から離れないで下さい。

チャイルドシートの肩ベルトの調整を忘れずに！

～お子様がチャイルドシートから抜け出し、チャイルドシート
の肩ベルトが首にかかって負傷する事故が発生しました～

～事故状況～
店舗駐車場において、子供（月齢11ヶ月）をチャイルドシートに乗せたまま車内に残して車を離れ、その後、車に戻ると、子供の体がチャイルドシートの外に出て、チャイルドシートの肩ベルトが首にかかり、命に関わる危険な状態となりました。

- <u>肩ベルトがお子様の身体にフィットしているかきちんと確認しましょう。</u>

※ <u>肩ベルトの調整がされていない場合、お子様が抜け出し危険な状態となるだけでなく、事故が生じた際にお子様がうまく保護されない危険性があります。</u>

！ 肩ベルトの高さは、お子様の成長に合わせて調整して下さい。

！ お子様を乗せる度に、必ず肩ベルトの緩みを取り、お子様の身体にフィットするように肩ベルトの長さを調整して下さい。

！ 詳しい調整方法は、それぞれのチャイルドシートの取扱説明書で再度確認して下さい。

- <u>小さなお子様を車内に一人にするのは危険ですので、くれぐれも、お子様を置いて車から離れないで下さい。</u>

国土交通省

クルマの不具合情報をお寄せ下さい
ホームページ受付：http://www.mlit.go.jp/RJ/
フリーダイヤル：0120－744－960
24時間音声受付：03-3580-4434

国自環第１４２号
平成２４年１０月２２日

四国運輸局長殿

自動車局長

「道路運送車両法施行規則第36条第５項、第６項及び第７項の書面について」の一部改正について

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示」（平成22年国土交通省告示第1213号）の制定に伴い、「道路運送車両法施行規則第36条第５項、第６項及び第７項の書面について」（平成３年６月28日地技第156号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、遺漏なきよう取り計らわれたい。

また、関係団体には、別紙のとおりその旨通知したところであるが、さらに管内関係者に対し周知徹底を図られたい。

別添

「道路運送車両法施行規則第36条第５項、第６項及び第７項の書面について」（平成３年６月28日地技第156号）の一部改正について　新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

平成３年６月28日　地技第156号

最終改正：平成24年10月22日国自環第142号

新	旧
道路運送車両法施行規則第36条第５項、第６項及び第７項の書面について 記 １．～３．（略） ４．　２．における「公的な試験機関」とは、国若しくは地方公共団体の付属機関（国立大学及び公立大学を含む。）又は公益法人であって、車両総重量3.5トンを超える自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車（以下「乗用車」という。）を除く。）の試験を行う場合には道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）別添41「重量車排出ガスの測定方法」又はこれと同等と認められる測定方法による試験の用に供する設備を、車両総重量3.5トン以下のもの又は乗用車の試験を行う場合には細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」による試験の用に供する施設を、二輪自動車の試験を行う場合には細目告示別添44「二輪車排出ガスの測定方法」による試験の用に供する設備を、道路運送車両の保安基準第２章及び第３章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成15年国土交通省告示第1318号。以下「適用関係告示」という。）により細目告示の基準が適用されないこととされている自動車の試験を行う場合には細目告示に代えて適用すべきものとして適用関係告示に定める測定方法による試験の用に供する設備を、それぞれ有しているものと認められた機関をいう。	道路運送車両法施行規則第36条第５項、第６項及び第７項の書面について 記 １．～３．（略） ４．　２．における「公的な試験機関」とは、国若しくは地方公共団体の付属機関（国立大学及び公立大学を含む。）又は公益法人であって、車両総重量3.5トンを超える自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車（以下「乗用車」という。）を除く。）の試験を行う場合には道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）別添41「重量車排出ガスの測定方法」又はこれと同等と認められる測定方法による試験の用に供する設備を、車両総重量3.5トン以下のもの又は乗用車の試験を行う場合には細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」による試験の用に供する施設を、二輪自動車の試験を行う場合には細目告示別添44「二輪車モード排出ガスの測定方法」による試験の用に供する設備を、道路運送車両の保安基準第２章及び第３章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成15年国土交通省告示第1318号。以下「適用関係告示」という。）により細目告示の基準が適用されないこととされている自動車の試験を行う場合には細目告示に代えて適用すべきものとして適用関係告示に定める測定方法による試験の用に供する設備を、それぞれ有しているものと認められた機関をいう。

国自環第１４３号
平成２４年１０月２２日

四国運輸局自動車技術安全部長　殿

自動車局環境政策課長
「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」等の一部改正について

下記通達について、それぞれ別添新旧対照表のとおり改正したので、今後はこれにより実施されたい。

記

1．「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」（平成２３年６月３０日国自環第７０号）
2．マフラー騒音規制適用車に係る消音器の基準適合性の確認等の取扱いについて（平成２２年２月５日国自環第２４７号）
3．非認証車等に対する加速走行騒音試験の取扱いについて（平成２２年２月５日国自環第２４８号）

別添

「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」の一部改正について　新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）
平成24年 6月30日　国自環第 70号
最終改正：平成24年10月22日　国自環第143号

改　　正	現　　行
改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について	改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について
道路運送車両法施行規則第36条第５項及び第６項に係る提出書面については、「道路運送車両法施行規則第36条第５項、第６項及び第７項の書面について（依命通達）」（平成３年６月28日付け地技第156号）により通達されたところであるが、今後、普通自動車及び小型自動車並びに軽自動車の新規検査（予備検査を含む。以下同じ。）の際に提出する排出ガスに係る書面については、同通達によるほか、下記1.から5.までによることとされたい。ただし、2.及び3.に掲げる規定については、普通自動車及び小型自動車であって、車両総重量が3.5t以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの並びに軽自動車に限り適用することとする。 また、指定自動車等（乗車定員が11人以上の自動車、車両総重量が３．５ｔを超える自動車及び大型特殊自動車を除く。）であって、消音器等の改造が行われた自動車の新規検査の際に提出する騒音に係る書面については、同通達によるほか、下記６．及び７．によることとされたい。	道路運送車両法施行規則第36条第５項及び第６項に係る提出書面については、「道路運送車両法施行規則第36条第５項、第６項及び第７項の書面について（依命通達）」（平成３年６月28日付け地技第156号）により通達されたところであるが、今後、普通自動車及び小型自動車並びに軽自動車の新規検査（予備検査を含む。以下同じ。）の際に提出する排出ガスに係る書面については、同通達によるほか、下記1.から5.までによることとされたい。ただし、2.及び3.に掲げる規定については、普通自動車及び小型自動車であって、車両総重量が3.5t以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの並びに軽自動車に限り適用することとする。 また、指定自動車等（乗車定員が11人以上の自動車、車両総重量が３．５ｔを超える自動車及び大型特殊自動車を除く。）であって、消音器等の改造が行われた自動車の新規検査の際に提出する騒音に係る書面については、同通達によるほか、下記６．及び７．によることとされたい。
記	記
１．～３．（略）	１．～３．（略）
４．　自動車排出ガス試験結果成績表の様式は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）第41条第１項第３号及び第４号、第７号及び第８号並びに第11号及び第12号の自動車にあっては別添１によるものとし、道路運送車両の保安基準第２章及び第３章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成15年国土交通省告示第1318号。以下「適用関係告示」という。）第28条第108項から第113項までの自動車にあっては別添２、同条第102項から第107項までの自動車にあっては別添３、同条第４項から第76項までの自動車のうち10・15モード排出ガス規制対象となるものであって、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするものにあっては別添４及び別添５、軽油を燃料とするものにあっては別添６によるものとし、細目告示第41条第１項第１号、第２号、第５号、第６号、第９号及び第10号の自動車にあっては別添７とし、細目告示第41条第１項第17号及び第18号の自動車にあっては別添８とし、適用関係告示第28条第151項及び第152項の自動車に	４．　自動車排出ガス試験結果成績表の様式は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）第41条第１項第３号及び第４号、第７号及び第８号並びに第11号及び第12号の自動車にあっては別添１によるものとし、道路運送車両の保安基準第２章及び第３章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成15年国土交通省告示第1318号）第28条第108項から第113項までの自動車にあっては別添２、同条第102項から第107項までの自動車にあっては別添３、同条第４項から第76項までの自動車のうち10・15モード排出ガス規制対象となるものであって、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするものにあっては別添４及び別添５、軽油を燃料とするものにあっては別添６によるものとし、細目告示第41条第１項第１号、第２号、第５号、第６号、第９号及び第10号の自動車にあっては別添７とし、細目告示第41条第１項第17号及び第18号の自動車にあっては別添８によるものとする。

あっては別添９によるものとする。
なお、公的な試験機関において実施された試験結果を表す書面の様式は、別途定めることができるものとする。

５．、６．（略）

７．　加速走行騒音試験結果成績表の様式は、別添10によるものとする。
なお、公的な試験期間において実施された加速走行騒音試験結果を表す書面の様式は、別途定めることができるものとする。

（注１）、（注２）　（略）

（注３）　別添８に係る等価慣性重量のランクは次のとおりとする。

表３

試験二輪車等重量（ｋｇ）	等価慣性重量の標準値（ｋｇ）
９５＜～≦１０５	１００
１０５＜～≦１１５	１１０
１１５＜～≦１２５	１２０
１２５＜～≦１３５	１３０
１３５＜～≦１４５	１４０
１４５＜～≦１５５	１５０
１５５＜～≦１６５	１６０
１６５＜～≦１７５	１７０
１７５＜～≦１８５	１８０
１８５＜～≦１９５	１９０
１９５＜～≦２０５	２００
２０５＜～≦２１５	２１０
２１５＜～≦２２５	２２０
２２５＜～≦２３５	２３０
２３５＜～≦２４５	２４０
２４５＜～≦２５５	２５０
２５５＜～≦２６５	２６０
２６５＜～≦２７５	２７０
２７５＜～≦２８５	２８０
２８５＜～≦２９５	２９０
２９５＜～≦３０５	３００
３０５＜～≦３１５	３１０
３１５＜～≦３２５	３２０
３２５＜～≦３３５	３３０
３３５＜～≦３４５	３４０
３４５＜～≦３５５	３５０
３５５＜～≦３６５	３６０
３６５＜～≦３７５	３７０

なお、公的な試験機関において実施された試験結果を表す書面の様式は、別途定めることができるものとする。

５．、６．（略）

７．　加速走行騒音試験結果成績表の様式は、別添９によるものとする。
なお、公的な試験期間において実施された加速走行騒音試験結果を表す書面の様式は、別途定めることができるものとする。

（注１）、（注２）　（略）

３７５＜～≦３８５	[illegible]
３８５＜～≦３９５	[illegible]
３９５＜～≦４０５	４００
４０５＜～≦４１５	４１０
４１５＜～≦４２５	４２０
４２５＜～≦４３５	４３０
４３５＜～≦４４５	４４０
４４５＜～≦４５５	４５０
４５５＜～≦４６５	４６０
４６５＜～≦４７５	４７０
４７５＜～≦４８５	４８０
４８５＜～≦４９５	４９０
４９５＜～≦５０５	５００
以下１０ｋｇごと	以下１０ｋｇごと

（注４）　別添９に係る等価慣性重量のランクは次のとおりとする。
表４

試験二輪車等重量（ｋｇ）	等価慣性重量の標準値（ｋｇ）
～≦　８５	８０
８５＜～≦　９５	９０
９５＜～≦１０５	１００
１０５＜～≦１１５	１１０
１１５＜～≦１２５	１２０
１２５＜～≦１３５	１３０
１３５＜～≦１４５	１４０
１４５＜～≦１６５	１５０
１６５＜～≦１８５	１７０
１８５＜～≦２０５	１９０
２０５＜～≦２２５	２１０
２２５＜～≦２４５	２３０
２４５＜～≦２７０	２６０
２７０＜～≦３００	２８０
３００＜～≦３３０	３１０
３３０＜～≦３６０	３４０
３６０＜～≦３９５	３８０
３９５＜～≦４３５	４１０
４３５＜～≦４７５	４５０
４７５＜～≦５１５	４９０
５１５＜～≦５５５	５３０
以下４０ｋｇごと	以下４０ｋｇごと

（注３）　別添８に係る等価慣性重量のランクは次のとおりとする。
表３

試験二輪車等重量（ｋｇ）	等価慣性重量の標準値（ｋｇ）
～≦　８５	８０
８５＜～≦　９５	９０
９５＜～≦１０５	１００
１０５＜～≦１１５	１１０
１１５＜～≦１２５	１２０
１２５＜～≦１３５	１３０
１３５＜～≦１４５	１４０
１４５＜～≦１６５	１５０
１６５＜～≦１８５	１７０
１８５＜～≦２０５	１９０
２０５＜～≦２２５	２１０
２２５＜～≦２４５	２３０
２４５＜～≦２７０	２６０
２７０＜～≦３００	２８０
３００＜～≦３３０	３１０
３３０＜～≦３６０	３４０
３６０＜～≦３９５	３８０
３９５＜～≦４３５	４１０
４３５＜～≦４７５	４５０
４７５＜～≦５１５	４９０
５１５＜～≦５５５	５３０
以下、４０ｋｇとび	以下、４０ｋｇとび

別添１～別添７　（略）	別添１～別添７　（略）
別添８　二輪自動車排出ガス試験結果成績表（ＷＭＴＣモード）	
別添９（略）　二輪自動車排出ガス試験結果成績表（二輪車コールドモード）	別添８（略）　二輪自動車排出ガス試験結果成績表（二輪車コールドモード）
別添10（略）　加速走行騒音試験結果成績表	別添９（略）　加速走行騒音試験結果成績表

別　添

「マフラー騒音規制適用車に係る消音器の基準適合性の確認等の取扱いについて」
（平成22年2月5日国自環第247号）の一部を改正する通達　新旧対照表

改正　平成24年10月22日付け　国自環第143号

新	旧
マフラー騒音規制適用車に係る消音器の基準適合性の確認等の取扱いについて 今般、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示」（平成２０年国土交通省告示第１５３２号）等の制定に伴い、内燃機関を原動機とする自動車等が備える消音器は、加速走行騒音を有効に防止するものでなければならないこと等とされたことを踏まえ、今後、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成１４年国土交通省告示第６１９号。以下「細目告示」という。）第４０条第２項、第１１８条第２項、第１９６条第２項、第２５２条第２項、第２６８条第２項及び第２８４条第２項並びに第１１８条第３項、第１９６条第３項、第２６８条第３項及び第２８４条第３項に基づく消音器の基準適合性の確認等に当たっては、下記のとおり取り扱うこととするので、了知されたい。 なお、別紙の関係自動車検査機関及び関係団体あて通知したので申し添える。 記 第１　消音器等の改造及び構造 １．～３．　（略） ４．使用過程車における消音器以外の装置の改造により加速走行騒音性能規制に適合しなくなるおそれがある改造について 異型式の原動機への換装（指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の加速走行騒音性能規制に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。）は、加速走行騒音性能規制に適合しなくなるおそれがある改造として取り扱うものとし、この場合における加速走行騒音性能規制への適合性については、改造車の新規検査時提出書面通達別添10の加速走行騒音試験結果成績表により確認するものとする。なお、この場合の加速走行騒音試験結果成績表は、公的試験機関又は自動車製作者等（加速走行騒音試験の実施について、自動車製作者と同等な能力を有すると認められる改造施工者を含む。）において実施されたものの写しで差し支えないものとする。 第２～第６　（略） 別添１　（略） 別紙１　（略）	マフラー騒音規制適用車に係る消音器の基準適合性の確認等の取扱いについて 今般、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示」（平成２０年国土交通省告示第１５３２号）等の制定に伴い、内燃機関を原動機とする自動車等が備える消音器は、加速走行騒音を有効に防止するものでなければならないこと等とされたことを踏まえ、今後、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成１４年国土交通省告示第６１９号。以下「細目告示」という。）第４０条第２項、第１１８条第２項、第１９６条第２項、第２５２条第２項、第２６８条第２項及び第２８４条第２項並びに第１１８条第３項、第１９６条第３項、第２６８条第３項及び第２８４条第３項に基づく消音器の基準適合性の確認等に当たっては、下記のとおり取り扱うこととするので、了知されたい。 なお、別紙の関係自動車検査機関及び関係団体あて通知したので申し添える。 記 第１　消音器等の改造及び構造 １．～３．　（略） ４．使用過程車における消音器以外の装置の改造により加速走行騒音性能規制に適合しなくなるおそれがある改造について 異型式の原動機への換装（指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の加速走行騒音性能規制に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。）は、加速走行騒音性能規制に適合しなくなるおそれがある改造として取り扱うものとし、この場合における加速走行騒音性能規制への適合性については、改造車の新規検査時提出書面通達別添９の加速走行騒音試験結果成績表により確認するものとする。なお、この場合の加速走行騒音試験結果成績表は、公的試験機関又は自動車製作者等（加速走行騒音試験の実施について、自動車製作者と同等な能力を有すると認められる改造施工者を含む。）において実施されたものの写しで差し支えないものとする。 第２～第６　（略） 別添１　（略） 別紙１　（略）

別　添

「非認証車等に対する加速走行騒音試験の取扱いについて」（平成22年2月5日国自環第248号）の一部を改正する通達　新旧対照表

改正　平成24年10月22日付け　国自環第143号

新	旧
非認証車等に対する加速走行騒音試験の取扱いについて 指定自動車等以外の非認証車、消音器改造車等に対する加速走行騒音試験の取扱いについては、下記のとおりとするので、今後はこれにより取り扱われたい。 なお、別紙のとおり、関係自動車検査機関及び関係団体あて通知したので申し添える。 記 １．非認証車に係る公的試験機関成績表について 公的試験機関が、指定自動車等以外の非認証車に対して、細目告示第１１８条第３項第２号イの規定に基づく加速走行騒音試験結果を表す書面として加速走行騒音試験結果成績表（「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」（平成２３年６月３０日付け国自環第７０号。以下「改造車の新規検査時提出書面通達」という。）別添 10の加速走行騒音試験結果成績表をいう。以下同じ。）を発行する場合の取扱いは、次のとおりとする。 （１）～（２）　（略） ２．～３．　（略）	非認証車等に対する加速走行騒音試験の取扱いについて 指定自動車等以外の非認証車、消音器改造車等に対する加速走行騒音試験の取扱いについては、下記のとおりとするので、今後はこれにより取り扱われたい。 なお、別紙のとおり、関係自動車検査機関及び関係団体あて通知したので申し添える。 記 １．非認証車に係る公的試験機関成績表について 公的試験機関が、指定自動車等以外の非認証車に対して、細目告示第１１８条第３項第２号イの規定に基づく加速走行騒音試験結果を表す書面として加速走行騒音試験結果成績表（「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」（平成２３年６月３０日付け国自環第７０号。以下「改造車の新規検査時提出書面通達」という。）別添９の加速走行騒音試験結果成績表をいう。以下同じ。）を発行する場合の取扱いは、次のとおりとする。 （１）～（２）　（略） ２．～３．　（略）

写

国自環第１４４号
平成２４年１０月２２日

四国運輸局自動車技術安全部長　殿

自動車局環境政策課長

「非認証車に対する排出ガス試験等の取扱いについて」（平成３年６月28日付地技第168号）の一部改正について

「非認証車に対する排出ガス試験等の取扱いについて」（平成３年６月28日付地技第168号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、今後はこれにより実施されたい。

別添

「非認証車に対する排出ガス試験等の取扱いについて」（平成３年６月28日地技第168号）の一部改正について　新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

平成３年６月28日　　地技第168号

最終改正：平成24年10月22日　国自環第144号

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>非認証車に対する排出ガス試験等の取扱いについて

記

１．（略）
２．　ガソリンを燃料とする二輪自動車に対する排出ガス試験の取扱い
（１）　書面通達記２に規定する「公的な試験機関において実施された試験結果を表す書面」としての自動車排出ガス試験結果成績表の様式は、細目告示別添44二輪車排出ガスの測定方法（適用関係告示により細目告示別添44の測定方法が適用されないこととされている自動車について排出ガス試験を行う場合には、当該測定方法に代えて適用すべきものとして適用関係告示に定める測定方法）により測定した場合には、別添様式２とする。
（２）　（略）
３．～８．　（略）
別添様式１　（略）
別添様式２　別添（二輪車モード法成績表）（略）
別添（二輪車モード（コールドモード））（略）
別添（WMTCモード）
別添様式３～７　（略）</td><td>非認証車に対する排出ガス試験等の取扱いについて

記

１．（略）
２．　ガソリンを燃料とする二輪自動車に対する排出ガス試験の取扱い
（１）　書面通達記２に規定する「公的な試験機関において実施された試験結果を表す書面」としての自動車排出ガス試験結果成績表の様式は、細目告示別添44二輪車モード排出ガスの測定方法（適用関係告示により細目告示別添44の測定方法が適用されないこととされている自動車について排出ガス試験を行う場合には、当該測定方法に代えて適用すべきものとして適用関係告示に定める測定方法）により測定した場合には、別添様式２とする。
（２）　（略）
３．～８．　（略）
別添様式１　（略）
別添様式２　別添（二輪車モード法成績表）（略）
別添（二輪車モード（コールドモード））（略）

別添様式３～７　（略）</td></tr>
</table>

国自技第 154 号
平成 24 年 11 月 15 日

四国運輸局長　殿

自動車局長

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達）

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示」（平成 24 年国土交通省告示第 1320 号）が制定されたことに伴い、当該告示の規定に基づき、「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について」（平成 15 年 10 月 1 日国自技第 151 号、国自環第 134 号）を別添のとおり改正したので、遺漏なきよう取り計らわれたい。

また、関係団体には、その旨通知したところであるが、さらに管内関係者に対し周知徹底を図られたい。

別　添

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達)」の一部改正について（依命通達）　新旧対照表

○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）（平成15年国自技第151号、国自環第134号）

（傍線部分は改正部分）

改　　正	現　　行
記	記
１．～17.　（略）	１．～17.　（略）
18.　適用関係告示第14条第７項の「国土交通大臣が定める自動車」は、平成28年８月１日以降に製作された自動車であって、平成28年７月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であり、かつ、平成28年８月１日以降に電波障害防止に係る性能に変更のない自動車とする。	18.　適用関係告示第14条第４項の「国土交通大臣が定める自動車」は、平成28年８月１日以降に製作された自動車であって、平成28年７月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であり、かつ、平成28年８月１日以降に電波障害防止に係る性能に変更のない自動車とする。
19.　適用関係告示第14条第８項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。適用関係告示第48条第4項の「国土交通大臣が定めるもの」は、次に掲げる自動車とする。 (1) 型式指定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱自動車の取扱いを受けた自動車であって、電波障害防止に係る性能について変更があるもの (2) 型式指定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱自動車の取扱いを受けた自動車以外の自動車	19.　適用関係告示第14条第５項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。適用関係告示第48条第4項の「国土交通大臣が定めるもの」は、次に掲げる自動車とする。 (1) 型式指定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱自動車の取扱いを受けた自動車であって、電波障害防止に係る性能について変更があるもの (2) 型式指定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱自動車の取扱いを受けた自動車以外の自動車
20．～31.　（略）	20．～31.　（略）
32.　適用関係告示第48条第4項の「国土交通大臣が定めるもの」は、平成29年11月18日以降に製作された自動車であって、次に掲げる自動車とする。 (1) 平成29年11月17日以前に型式指定を受けた自動車であって、平成29年11月18日以降に車室外乗降支援灯に係る取付方法等について変更がないもの (2) 平成29年11月17日以前に法第75条の２の規定によりその型式について指定を受けた「灯火器及び反射器並びに指示装置」であって、平成29年11月18日以降にその取付方法等について変更がない車室外乗降支援灯を備えた自動車 (3) 平成29年11月17日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成29年11月18日以降に車室外乗降支援灯に係る取付方法等について変更がないもの (4) 平成29年11月17日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、平成29年11月18日以降に車室外乗降支援灯に係る取付方法等につ	（新規）

いて変更がないもの (5) (1) ～(4)に掲げる自動車と車室外乗降支援灯に係る取付方法等について変更がないもの	

附　則

この改正は、平成24年11月18日から施行する。

国自整第１５６号の２
平成２４年１１月２０日

四国運輸局自動車技術安全部長　殿

自動車局整備課長（公印省略）

検査場における受検車両に係る事故防止の徹底について

標記について、別添のとおり、自動車検査独立行政法人理事長あて、事故防止の徹底について注意喚起したので了知されるとともに、貴局においても、自動車検査法人と連携して、なお一層の事故防止の徹底に努めることとされたい。

別　添

国自整第１５６号
平成２４年１１月２０日

自動車検査独立行政法人理事長　殿

国土交通省自動車局整備課長

検査場における受検車両に係る事故防止の徹底について

貴法人においては、標記事故防止について、機会あるごとに関係職員に対し注意喚起を図り、その再発防止の徹底に取り組まれてきておられますが、先般、貴法人静岡事務所検査場の入口エプロン部において、再検査のため再入場待機中の受検車両（大型トラック）の運転者が、同行の受検補助者が同車両底部に潜って下回りを点検中であったことに気づかずに車両を前進させたため、同受検補助者を前輪にて轢死させるという痛ましい事故が発生しています。

つきましては、今一度、貴法人職員はもとより、受検機会のあるあらゆる関係者に対し、受検時における安全意識の啓発、受検時の遵守事項、特に「コース内における注意事項」及び「受検者の禁止事項」の徹底について、注意喚起を図り、引き続き、事故防止の徹底について万全を期されるようお願い致します。

（参考）

24　11　17
静岡新聞

自動車検査場でひかれ死亡　16日午後2時15分ごろ、静岡市駿河区国吉田の自動車検査場で、大型トラックの下で作業していた同市内の整備会社役員築地茂さん(67)＝同市葵区城北2の8の23＝がこのトラックにひかれ、搬送先の病院で死亡した。静岡南署によると、同社社員(32)が前の車に続いて車を発進させた際、築地さんに気付かなかったらしい。同署によると、築地さんは検査を受ける前に右前輪ブレーキを調整しようとしていたとみられる。同署は労災事故とみて調べている。

24　11　17
中日新聞　静岡版

車両点検中にひかれて死亡
駿河区の検査場

十六日午後二時十五分ごろ、静岡市駿河区国吉田の自動車検査独立行政法人静岡事務所検査場で、同市葵区城北二、自動車整備会社役員築地茂さん(六七)が、検査を受ける前の大型トラックに腹部をひかれ、病院に運ばれたが間もなく死亡した。

静岡南署によると、築地さんが車両の下に入りブレーキを点検していたところ、同社の男性社員(三二)が築地さんに気付かないままトラックを動かした。

24　11　17
朝日新聞　静岡版

自動車検査場で作業員がひかれて死亡　16日午後2時15分ごろ、静岡市駿河区国吉田2丁目の自動車検査独立行政法人静岡事務所検査場で、大型トラックの下で点検をしていた同市葵区城北2丁目、整備会社役員築地茂さん(67)が動き出したトラックにひかれ、死亡した。静岡南署によると、築地さんがトラックの下から出たと勘違いした同社員の男性(32)がトラックを動かしたという。

24　11　17
読売新聞　静岡版

◆点検作業中の67歳死亡

16日午後2時15分頃、静岡市駿河区国吉田の自動車検査独立行政法人静岡事務所検査場で、同市葵区城北、自動車修理会社役員築地茂さん(67)が大型トラックの車体の下で点検作業中、別の作業員(32)がトラックを動かしたため、築地さんはタイヤの下敷きになって腹部を強く打ち、搬送先の病院で死亡した。

静岡南署によると、トラックを動かした作業員は「築地さんが車体の下にいることに気づかなかった」と話しているという。

24　11　17
毎日新聞　静岡版

静岡市の車検場で整備の男性ひかれ死亡

16日午後2時15分ごろ、静岡市駿河区国吉田2の車検用検査場で、ブレーキ部分を点検しようと大型トラック下に潜り込んでいた同市葵区城北2、自動車整備会社役員、築地茂さん(67)が動き出したトラックにひかれ、腹部を強く打ち搬送先の病院で死亡した。静岡南署によると同市駿河区手越、同社社員、金原大悟さん(32)が、築地さんに気づかず発進させたとみられる。同署が労災事故とみて調べている。

国自環第　１８６号
国自審第１３９９号
国自整第　１７４号
平成２４年１２月２６日

四国運輸局自動車技術安全部長　殿

国土交通省自動車局

環境政策課長
審査・リコール課長

整備課長
ＤＰＦ（黒煙除去フィルタ）等の後処理装置付き車両の正しい使用方法について（周知依頼）

平成１５年排出ガス規制以降のディーゼル車に採用されたＤＰＦについて、全日本トラック協会及び東京都トラック協会から、煤が頻繁に溜まり再生のために長時間のアイドリングを強いられる等の不具合に対する改善要望があったところである。

当該不具合内容について、様々な要因が考えられるところであるが、ＤＰＦの再生時間や再生回数が増大する等の事例については、使用者等に対して当該装置付きの車両の正しい使用方法の周知不足が要因の一つと考えられることから、今般、別紙のとおり、使用方法の周知資料を作成したので、整備管理者研修の各種研修等及び来年度実施予定のディーゼルクリーンキャンペーンの各種運動等において、当該周知資料の配布、ホームページへの掲載等により広く周知されたい。

別 紙

■ディーゼルトラックのドライバーの皆さんへ

DPF(黒煙除去フィルタ)など 後処理装置付き車の正しい使用のお願い

— クリーンな大気環境のためにお願いします —

はじめに

最近のディーゼルトラックは、排出ガス規制に対応するためDPF[※1]や尿素SCRなどの排出ガス後処理装置を多く採用しています。これらの装置は適正に使用しないと、エンジン停止などの原因となります。下記の点について正しいご理解をお願いします。

※1:DPFの各社の呼称:いすゞ;DPD、日野;DPR、三菱ふそう;DPF、UD;UDPC

適切な使用に関するお願い

DPFや尿素SCRなどの後処理装置は、正しい使用方法をご理解いただき、各社が規定する適切なメンテナンスを行っていただくことが重要です。

各社で装置の名称、表示の色・方法、取扱い方法などが異なりますので、詳細については、必ずご使用のお車の取扱説明書をご確認ください。

DPFについて

■DPFの取扱いについて

PM(すす)が溜まると、自動的にPMを燃焼させることでフィルタの性能を保持します。(この時インジケータランプが点灯してドライバーに知らせる車両もあります。)

走行条件によって自動再生では再生が完了しない場合があります。その場合には、インジケータランプが点滅して、手動での再生をドライバーに促します。フィルタの再生を行ってください。

◇運行中の手動再生作業を避けるには、運行終了時に車庫に戻った際に定期的にインジケータで堆積状態を確認し、場合により手動再生を行うこともひとつの方法です。

インジケータランプが点滅したら

▼

DPFの手動再生が必要です

ランプ点滅時、一定時間内に手動再生を行えば良い場合や、速やかに手動再生を行わなければならない場合があるので、必ずご使用のお車の取扱説明書をご確認ください。

インジケータランプが点灯したら

▼

ただちに整備工場に連絡してください

インジケータランプが表示されたまま使用すると、大幅な出力低下やエンジン自動停止が起こります。

■DPFに関するQ&A

Q.手動再生はどのくらいの頻度で行う必要があるのですか?時間はどのくらいかかるのですか?

A.手動再生の頻度や再生に要する時間は、ご使用のお車の年式や車種、使用条件、整備状態などにより異なります。特に頻度は、同じ車両であっても使用の仕方により変わるものですので、一律に提示することは出来ません。ご使用のお車で不明な点やご心配な点等ありましたら、お車の取扱説明書をご確認いただくか、もしくは購入された販売会社にご相談ください。

■DPFにはエンジンオイルの燃えカス(アッシュ:灰分)が堆積しますので、定期的な点検・清掃が必要です。

■エンジンオイルの補充または交換には、必ず「メーカー指定のオイル」を使用してください。

DPF付車のエンジンオイルには、**低アッシュ(灰分)「DH2(VDS-4)規格」オイルが指定または推奨されています。**

「DH2(VDS-4)」以外のエンジンオイルを使用すると、DPFへのアッシュの堆積が早まり、目詰まりが起きやすくなります。

国土交通省
いすゞ自動車株式会社、日野自動車株式会社、三菱ふそうトラック・バス株式会社、UDトラックス株式会社
公益社団法人 全日本トラック協会

尿素SCR(選択還元触媒)について

尿素SCRには、メーカー指定の尿素水を使用してください。
メーカー指定の尿素水を補給しなかったり、適正でない尿素水を使用した場合には、ウォーニングランプの点灯や尿素添加装置の故障、最悪の場合には車両走行不能に陥ります。

■尿素SCR触媒の取扱いについて

●メーカー指定の尿素水は、NOx(窒素酸化物)低減のための触媒添加剤です。尿素水タンクが空の状態では走行できません。排出ガスが悪化するだけでなく、エンジンの再始動が出来なくなります。残量が少なくなったり、残量ウォーニングランプが点灯した場合は早めに補給してください。

●尿素水タンクにメーカー指定の尿素水以外の尿素水等を補給した場合、NOx浄化率の低下やフィルタの詰まり、低温時における凍結によるウォーニングランプの点灯など不具合が発生する可能性があります。メーカー指定の尿素水をご使用ください。

■尿素水に関するウォーニングランプ

■残量ウォーニング
尿素水残量が少なくなると点灯します。早目に補給してください。

■品質識別ウォーニング
指定の尿素水以外の液体を補給したとき点灯します。取扱説明書をご確認ください。

■添加システムウォーニング
尿素水添加システムに異常が発生すると点灯します。ただちに整備工場に連絡してください。

低硫黄軽油の使用について

排出ガス後処理装置付き車には、必ず低硫黄軽油を使用してください。
●2007年以降、自動車排出ガス規制の強化に伴い「自動車燃料品質の規制値」も強化され、軽油に含まれる硫黄分が10ppm以下の低硫黄軽油となりました。DPFや尿素SCRなどの排出ガス後処理装置の性能を維持するためには、必ず低硫黄軽油を使用してください。それ以外の燃料を使用すると、排出ガス後処理装置の故障やエンジン停止などの原因になります。

お問い合わせ先

ご不明な点等につきましては、各社最寄りの販売会社または下記へお問い合わせください。

いすゞ自動車(株) お客様相談センター	0120-119-113
日野自動車(株) お客様相談窓口	0120-106-558
三菱ふそうトラック・バス(株) お客様相談センター	0120-324-230
UDトラックス(株) お客様相談室	0120-67-2301

UDトラックス（株）＜ポスト新長期規制適合の大型車、中型車＞

UDPC（UDパティキュレート　クリーニング）及び尿素SCRシステムの正しい取扱方法

（注）新短期～ポスト新長期規制適合の小型車は「いすゞ自動車」を、新短期～新長期規制適合の中型車は「日野自動車」をご覧ください。

UDPC（UDパティキュレート クリーニング）

UDPC（UDパティキュレート クリーニング）のスス堆積量表示と対応方法および取り扱いについて説明。

スス堆積量表示と対応方法について
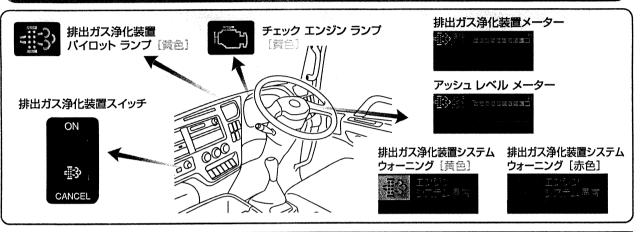
スス堆積量表示と手動クリーニング操作

スス堆積量 →

スス堆積状態	レベル 0									レベル 1	レベル2	
スス堆積レベル表示［ポイント］	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
再生要求と警告表示										（パイロットランプ）	（パイロットランプ、チェックエンジンランプ、システムウォーニング黄色）	（チェックエンジンランプ、システムウォーニング赤色）
手動クリーニング操作	不要						可能			必須	不可	
エンジン トルク制限	非作動									作動		
エンジン シャットダウン（エンジン自動停止）	非作動											作動

スス堆積状態：レベル0

レベル0の場合は手動クリーニング操作の必要はありません。
ただし、スス堆積レベルが「6～8ポイント」の場合は、手動クリーニングが可能です。

排出ガス浄化装置メーター

スス堆積状態：レベル1

排出ガス浄化装置パイロット ランプが点滅したら、すみやか（目安は200km走行以内）に手動クリーニングを行ってください。レベル1以降、トルク制限が除々に作動します。

手動クリーニング操作方法

1. 安全な場所に停車します。
   エンジンはアイドリング運転のままにします。
2. パーキング ブレーキを確実に作動させて、シフト レバーを「N」位置にします。
   PTO付仕様車はPTOスイッチを“OFF”位置にします。

アドバイス

- 次のいずれかの状態で使用すると自動クリーニングが作動しない場合があるため、排出ガス浄化装置パイロット ランプが点滅する頻度が多くなります。
  - ＊低速走行が主体の場合
  - ＊頻繁にエンジンの始動、停止を行う走行が多い場合
  - ＊短い距離の走行を繰り返す場合
  - ＊毎回エンジンが暖機される前にエンジンを停止する場合
- スス堆積レベルは、モード セレクト スイッチ（多重表示モニター外部スイッチ“DISP MODE”側またはコンビメーター内の左側ノブ）を押すことにより表示される排出ガス浄化装置メーターで確認してください。
- マフラー性能を維持するためにススが堆積していない場合にも、排出ガス浄化装置パイロット ランプが点滅する場合があります。点滅した際はすみやかに手動クリーニング操作を行ってください。
- 運行中の手動クリーニング作業を避けるには、運行終了時に車庫に戻った際に定期的に排出ガス浄化装置メーターでススの堆積状態を確認し、場合により手動再生を行うこともひとつの方法です。

⚠警告

手動クリーニングを行う際は、排気口付近に可燃物がないことを確認してください。

⚠注意

レベル1のまま走行を続けないでください。ススの堆積量に応じてトルク制限が行われエンジン出力が低下します。

3. 排出ガス浄化装置スイッチの“ON”側を押します。
排出ガス浄化装置再生中ウォーニングが表示されます。
アイドリング回転数が上昇します。

4. 約25分間（エンジン暖機状態の場合）お待ちください。
排出ガス浄化装置再生中ウォーニングが消えたらクリーニング終了です。

スス堆積状態：レベル2

チェック エンジン ランプと排出ガス浄化装置システム ウォーニング（黄）が表示された場合は、さらにトルク制限が行われエンジン出力が低下します。
すみやかに最寄りのUDトラックス販売会社のサービス工場で点検・整備を受けてください。

スス堆積状態：

排出ガス浄化装置システム ウォーニング（赤）が表示された場合は、ブザーが鳴るとともに約10秒後アクセル ペダルの操作ができなくなり、強制的にアイドリング回転数になります。エンジン保護のため、徐々に車速が下がり車両が停止または停止する直前にエンジンが自動停止します。
ただちに最寄りのUDトラックス販売会社のサービス工場に連絡してください。

アドバイス

- やむを得ず、途中でクリーニングを中断する時は、排出ガス浄化装置スイッチの“CANCEL”側を押してください。
- ギヤを入れるなどして中断した場合は、一度エンジンを停止し、キー スイッチを約10秒以上“LOCK（OFF）”位置にしてから再始動してください。チェック エンジン ランプが点灯することがあります。
- クリーニングが終了しないうちに走行すると、再び排出ガス浄化装置パイロット ランプが点滅します。
- クリーニング中は、アイドリング回転数が上昇するとともに、エキゾースト ブレーキが作動します。そのため、作動音がしますが異常ではありません。（このときは、エキゾースト ブレーキ パイロット ランプは点灯しません。）また、排気温度を制御するため、上昇したアイドリング回転数が下がり、エキゾースト ブレーキが解除される場合があります。手動クリーニングは排出ガス浄化装置再生中ウォーニングが消えるまで行ってください。

⚠注意

レベル2のまま走行を続けるとUDPC（UDパティキュレート クリーニング）の故障につながります。すみやかに最寄りのUDトラックス販売会社のサービス工場で点検・整備を受けてください。

⚠注意

万一、排出ガス浄化装置システム ウォーニング（赤）が表示された場合は、ただちに安全な場所に停車し、最寄りのUDトラックス販売会社のサービス工場に連絡してください。

UDPC（UDパティキュレート クリーニング）の取り扱いについて

以下の現象は故障ではありません。

停車中、アイドリング回転数が変化することがあります。
●信号待ちなどで停車し、アイドリング運転になったとき。（自動クリーニング中またはマフラー温度制御中）
●長時間アイドリング運転を続けている場合。（白煙発生防止のため、ときどき回転数が上昇します。）

白煙が発生することがあります。
●マフラー出口から白煙が排出されることがあります。
＊水蒸気が排出されるためです。
＊排気温度が十分に上昇すれば消えます。
●雨天走行後や洗車後の手動クリーニングでは、マフラー表面から白煙が発生することがあります。
＊マフラー表面に付着した水分が蒸発して水蒸気が発生するためです。
●指定以外の燃料を使用した場合は、白煙が発生し続けることがあります。エンジンや排出ガス浄化装置などに悪影響をおよぼし、故障する恐れがありますので、必ず超低硫黄軽油（S10）を使用してください。

排出ガスの臭いが従来のディーゼル車と異なります。
●触媒を通じて排出ガスを浄化しているため異なった臭いになります。

自動クリーニング中はアイドリング ストップ システムが作動しない場合があります。

UDPC（UDパティキュレート クリーニング）の定期清掃について

UDPC（UDパティキュレート クリーニング）用フィルター一体型マフラーは、その性能を維持するために、定期的（GH5型エンジン搭載車:2年または20万km走行のどちらか早い方毎、GH7、GH11、GH13型エンジン搭載車:2年または25万km走行のどちらか早い方毎）に清掃を行う必要があります。これは、燃焼除去できるススとは別に燃えないアッシュ（灰）がフィルター内に堆積していくためです。アッシュの堆積量の目安は、アッシュ レベル メーターで確認してください。
清掃は最寄りのUDトラックス販売会社のサービス工場にお申し付けください。

エンジン オイルについて

UDPC付き車のエンジン オイルの補充または交換には、必ずメーカー指定の低アッシュ（灰分）「VDS-4（DH-2）規格」オイルを使用してください。「VDS-4（DH-2）規格」以外のエンジン オイルを使用すると、UDPCへのアッシュの堆積が早まり、目詰まりが起きやすくなります。
アッシュはオイルの燃えかす（灰分）で、主にオイルの添加剤成分から生成される物質です。
アッシュの生成を最小限に抑えるためにも、必ずメーカー指定オイルを使用してください。

尿素SCR システム

尿素SCRシステムの液量表示とウォーニング ランプおよび尿素水（アドブルー®）の取り扱い上の注意について説明。

＊アドブルーはドイツ自動車工業会（VDA）の登録商標です。

液量表示とウォーニング ランプについて
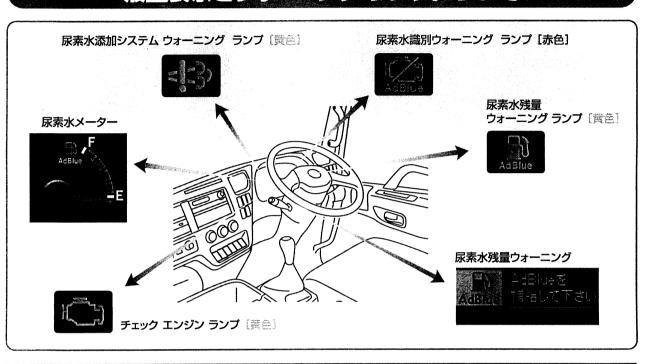
液量表示と各ウォーニング ランプの説明

尿素水メーター

タンク内の尿素水の残量を表示します。
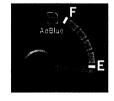
**尿素水残量ウォーニング
& 尿素水残量ウォーニング ランプ**

尿素水が少なくなると表示および点灯します。

※尿素水残量が少なくなったときは、お早めに指定の尿素水を補給してください。

**尿素水識別ウォーニング ランプ
& チェック エンジン ランプ**
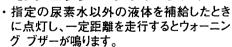
・指定の尿素水以外の液体を補給したときに点灯し、一定距離を走行するとウォーニング ブザーが鳴ります。
・また、タンクが“空”になったときも点灯し、ウォーニング ブザーが鳴ります。

**尿素水添加システム ウォーニング ランプ
& チェック エンジン ランプ**

・尿素水添加システムに異常が発生すると点灯します。
・ランプ点灯後、一定距離を走行するとウォーニング ブザーが鳴ります。
・また、タンクが“空”になったときも点灯し、ウォーニング ブザーが鳴ります。

警告

尿素水識別ウォーニング ランプ（赤色）とチェック エンジン ランプ（黄色）が点灯し、ウォーニング ブザーが鳴っている時にエンジンを停止させると、再始動ができなくなります。指定の尿素水を補給し、キーON時に尿素水残量ウォーニング ランプ、尿素水識別ウォーニング ランプおよびチェック エンジン ランプが消灯すれば再始動できます。

注意

ランプ点灯状態での走行は止めてください。排出ガス悪化の原因となります。最寄りのUDトラックス販売会社のサービス工場で点検・整備を受けてください。

尿素水メーターと尿素水ウォーニング ランプの表示例

▲警告

この状態でエンジンを停止すると、再始動ができなくなります。
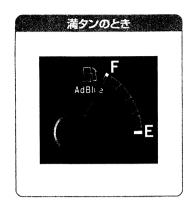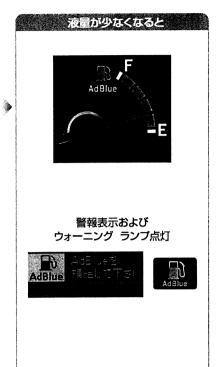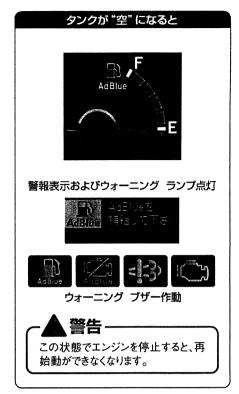
※尿素水メーターの指針位置は、タンク容量や車両傾斜などにより上図と一致しない場合があります。

以下の現象は故障ではありません

尿素SCRシステムは、エンジン停止後も約2分間システムが作動しています。サプライ モジュールから作動音が聞こえることがありますが、異常ではありません。

尿素水の取り扱い上の注意

[取り扱い上の注意]

●無色透明、無臭、無害であり身体に触れても問題のない安全な物質で、化粧品にも使われており、取り扱うための資格も不要です。

●尿素水は、必ず日本工業規格(JIS)に適合した弊社指定のものを使用してください。指定以外の尿素水を使用すると尿素水添加システムの故障の原因となります。

●尿素水を入れる容器は、弊社純正部品の5ℓ携行タンク、または尿素水取扱事業者が推奨する専用の容器を使用してください。一般の容器、他で使用しているもの、汚れているものは尿素水の品質が保てなくなりますので、絶対に使用しないでください。

[応急処置]

●尿素水は極めて安全性の高い液体ですが、体質によってはごく稀に炎症をおこす可能性もあります。
身体にこぼした場合は、水で洗い流してください。
間違って飲んだ場合は、水または牛乳を飲んでください。

[火災及び漏洩時]

●尿素水自体は不燃性ですが、火災の場合は速やかに安全な場所に移してください。

●尿素水をこぼしたら水で洗い流してください。廃棄する場合も大量の水で薄めて下水に流しても問題はありません。
但し、廃棄する場合、窒素規制があるところは産業廃棄物として処理願います。

[保管方法]

●容器は密封し、屋根のある風通しの良い室内で保管してください。もし凍結しても解凍後の品質には変わりはありませんので、そのまま使用できます。

●尿素水は変質しにくい液体ですが、水分蒸発しないよう密栓保管してください。

いすゞ自動車(株)

ポスト新長期規制適合　小型車(エルフ)、中型車(フォワード)
新長期規制適合

※新長期規制適合・中型車(フォワード)の一部(初期型)の車両は、新短期規制適合・中型車(フォワード)と、同じ操作(メーターパネル)となります。次々頁の「新短期規制適合　小型車(エルフ)、中型車(フォワード)」をご覧ください。

DPDの取扱い方法について

DPDは排気ガス中のPM(粒子状物質)を浄化するものです。
DPDフィルターにPMを捕集し、一定量堆積すると自動的にフィルターを再生(PMを燃焼)させます。

DPDはDPDフィルター内にPM（粒子状物質）が一定量堆積すると、「DPD自動再生中」表示灯（緑）が点灯（マルチインジケーター付車は同時にメンテナンス警告灯（橙）が点灯）し自動的に再生（PMを燃焼）を行いますが、走行条件によっては再生が完了しない場合があります。この場合にマルチインジケーター付車は「DPD手動再生」表示灯（橙）が、マルチディスプレイ付車は「DPDスイッチ押して下さい」表示（橙）が点滅（毎秒約1回）し、同時に音声警報が鳴ります。DPDの手動再生が必要になりますので、運行が終了したときなど駐車する際に手動再生操作を行ってください。
なお、点滅（毎秒約1回）した状態で走行を続けると速い点滅（毎秒約3回）に変わり、同時に音声警報が繰り返し鳴ります。この状態で走行を続けるとDPDが故障するおそれがありますので、ただちに安全な場所に停車し、再生操作を行ってください。
※音声警報がない車両もあります。

マルチインジケーター付車

DPDが自動再生中であることをお知らせしています。DPDスイッチの操作は必要ありません。

DPDの手動再生が必要です。
手動再生手順に従って再生を行ってください。

マルチディスプレイ付車

DPDが自動再生中であることをお知らせしています。DPDスイッチの操作は必要ありません。

DPDの手動再生が必要です。
手動再生手順に従って再生を行ってください。

● 手動再生手順

1. 草木や枯れ草、紙くずなど、燃えやすいものがない安全な場所に停車してください。
2. シフトレバーを“N”位置にし、確実にパーキングブレーキを効かせてください。
3. エンジンをアイドリング状態にしてください。アイドリングコントロールノブによってエンジン回転を上げているときは、左いっぱいに戻し、エンジン回転を下げておきます。アイドリングストップ付車はアイドリングストップスイッチを、ecostop付車はecostopキャンセルスイッチを操作し、非作動状態にします。
4. PTO装着車は、PTOの作動を停止してください。PTOスイッチおよび外部アクセルコントロールを戻してください。

（マルチインジケーター付車）

5. DPDスイッチを押します。
6. 「DPD手動再生」表示灯（橙）が点滅から点灯に変わり、エンジン回転が自動的に上がって再生が始まります。
   再生中は、車から離れないでください。再生は、通常15～20分程度で終了します。
7. 「DPD手動再生」表示灯(橙)が消灯すると再生は終了です。
   通常の走行ができます。

マルチインジケーター付車

（マルチディスプレイ付車）

5. DPDスイッチを押します。
6. 「DPDスイッチ押して下さい」表示（橙）の点滅が「DPD手動再生中」表示（橙）の点灯に変わり、エンジン回転が自動的に上がって再生が始まります。
   再生中は、車から離れないでください。再生は、通常15～20分程度で終了します。
7. 「DPD手動再生中」表示(橙)が消灯すると再生は終了です。
   通常の走行ができます。

マルチディスプレイ付車

● 手動再生の中断

やむをえず再生を中断して走行したい場合は、DPDスイッチをもう一度押してください。
マルチインジケーター付車では「DPD手動再生」表示灯（橙）が、マルチディスプレイ付車では「DPDスイッチ押して下さい」表示（橙）が点滅に変わり、同時に音声警報が鳴ります。この状態から走行することができますが、DPDの再生は中断したままですので、できるだけ早く停車して再度DPDスイッチを押し、手動再生が終了するまでお待ちください。
※音声警報がない車両もあります。

※手動再生を行わずに走行を続け、PM(すす)が溜まり過ぎると、エンジン制御警告灯(チェックエンジン・ランプ)が点灯し、エンジンの出力制限を行います。
お近くの「いすゞ販売会社」で点検・整備を受けてください。

アドバイス

- 自動再生は、エンジンを止めると中断されます。できるだけ、自動再生が終了するまで（ランプが消えるまで）、エンジンを切らないようにすると効率的に再生が行えます。
- 手動再生中は、できるだけ車両を動かさないでください。走行すると、手動再生が中断します。
- ある程度DPDにPM（すす）が溜まると、任意に手動再生を行うことができます。（任意手動再生）
  DPDスイッチをDPD表示灯が点灯するまで（長）押します。DPD表示灯（橙色）が、点滅すれば手動再生が可能です。再度DPDスイッチを押してください。エンジンが暖まっている時の方が、再生時間が短くなります。運行終了後等の空き時間に行うと効率的です。

※お車によって異なる場合があります。詳しい取扱い方法については車載の「取扱説明書」をご覧ください。

いすゞ自動車（株）

ポスト新長期規制適合
新長期規制適合　　**大型車（ギガ）**

DPDの取扱い方法について

DPDは排気ガス中のPM（粒子状物質）を浄化するものです。
DPDフィルターにPMを捕集し、一定量堆積すると自動的にフィルターを再生（PMを燃焼）させせます。

DPDはDPDフィルター内にPM（粒子状物質）が一定量堆積するとDPD自動再生表示灯（緑）が点灯し自動的に再生（PMを燃焼）を行いますが、走行条件によっては再生が完了しない場合があります。この場合にDPD手動再生表示灯が点滅します。メーター内のDPD手動再生表示灯が点滅したら（毎秒約1回点滅）、DPDの再生操作が必要です。運行が終了したときなど駐車する際に手動再生操作を行ってください。
なお、点滅（毎秒約1回点滅）した状態で走行を続けると速い点滅（毎秒約3回点滅）に変わります。この状態で走行を続けるとDPDが故障するおそれがありますので、ただちに安全な場所に停車し、再生操作を行ってください。
※手動再生表示灯が点滅すると同時に警報音が鳴る車両があります。

※新長期規制適合の一部の車両は、自動再生表示灯がない場合があります。
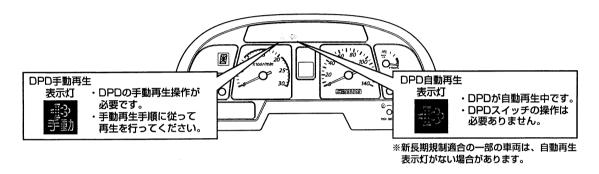
● 手動再生手順

1. 枯れ草や紙くずなど、燃えやすいものがない安全な場所に停車してください。
2. ギヤを“N”にし、確実にパーキングブレーキを効かせてください。
3. エンジンをアイドリング状態にしてください。マニュアル操作でアイドリング回転数を上げている場合は、アイドリングコントロールスイッチでエンジン回転をいっぱいに下げてください。アイドリングストップ付車はアイドリングストップスイッチを“OFF”（解除）にしてください。
4. PTO装着車は、PTOの作動を停止してください。PTOスイッチおよび外部アクセルコントロールを戻してください。
5. DPDスイッチを押します。DPD手動再生表示灯が点滅から点灯に変わり、エンジン回転が自動的に上がって再生が始まります。再生中は車から離れないでください。再生は通常15～20分程度で終了します。DPD手動再生表示灯が消えたら再生終了です。通常の走行ができます。

● 手動再生の中断

やむをえず再生を中断して走行したい場合は、DPDスイッチをもう一度押してください。DPD手動再生表示灯が点滅に変わり走行することができます。この場合は再度再生が必要ですので、できるだけ早く“手動再生手順1.”からやり直してください。
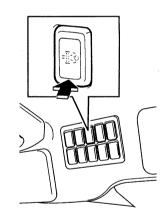
※手動再生を行わずに走行を続け、PM（すす）が溜まり過ぎると、エンジン制御警告灯（チェックエンジン・ランプ）が点灯し、エンジンの出力制限を行います。
お近くの「いすゞ販売会社」で点検・整備を受けてください。

アドバイス

- 自動再生は、エンジンを止めると中断されます。できるだけ、自動再生が終了するまで（ランプが消えるまで）、エンジンを切らないようにすると効率的に再生が行えます。※「自動再生表示灯」がない車両もあります。
- 手動再生中は、できるだけ車両を動かさないでください。走行すると、手動再生が中断します。
- ある程度DPDにPM（すす）が溜まると、任意に手動再生を行うことができます。（任意手動再生）
DPDスイッチをDPD表示灯が点灯するまで（長）押します。DPD表示灯（橙色）が、点滅すれば手動再生が可能です。再度DPDスイッチを押してください。エンジンが暖まっている時の方が、再生時間が短くなります。運行終了後等の空き時間に行うと効率的です。

※お車によって異なる場合があります。詳しい取扱い方法については車載の「取扱説明書」をご覧ください。

いすゞ自動車(株)

新短期規制適合　小型車(エルフ)、中型車(フォワード)

DPDの取扱い方法について

DPDは排気ガス中のPM(粒子状物質)を浄化するものです。
DPDフィルターにPMを捕集し、一定量堆積すると自動的にフィルターを再生(PMを燃焼)させせます。

【エルフ】
【フォワードジャストン】　　　　【フォワード】
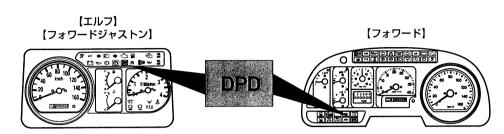
DPDはフィルター内にPM（粒子状物質）が一定量堆積すると自動的に再生（燃焼）を行いますが、走行条件によっては再生が完了しない場合があります。この時にDPDランプが点滅します。メーター内のDPDランプが点滅したら（毎秒約1回点滅）、DPDの再生操作が必要です。運行が終了したときなど駐車する際に手動再生操作を行ってください。
なお、点滅（毎秒約1回点滅）した状態で走行を続けると速い点滅（毎秒約3回点滅）に変わります。この状態のまま走行を続けるとDPDが故障するおそれがありますので、できるだけ速やかに安全な場所に停車し、再生操作を行ってください。

● 手動再生手順

1. 枯れ草や紙くずなど、燃えやすいものがない安全な場所に停車してください。
2. ギヤをニュートラルにし、確実にパーキングブレーキを作動させてください。
3. エンジンをアイドリング状態にしてください。マニュアル操作でアイドリング回転数を上げている場合は、アイドリングコントロールスイッチでエンジン回転をいっぱいに下げてください。アイドリングストップ付車はアイドリングストップスイッチを「OFF（解除）」にしてください。
4. PTO装着車は、PTOの作動を停止してください。PTOスイッチおよび外部アクセルコントロールを戻してください。
5. DPDスイッチを押します。DPDランプが点滅から点灯に変わり、エンジン回転が自動的に上がって再生が始まります。再生中は車から離れないでください。再生は通常15～20分程度で終了します。DPDランプが消えましたら再生終了です。通常の走行ができます。

【エルフ】
【フォワードジャストン】　　　　【フォワード】
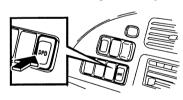
● 手動再生の中断

やむをえず再生を中断して走行したい場合は、DPDスイッチをもう一度押してください。DPDランプが点滅に変わり走行することができます。この場合は再度再生が必要ですのでできるだけ早く、手順1.からやり直してください。

※手動再生を行わずに走行を続け、PM(すす)が溜まり過ぎると、エンジン制御警告灯(チェックエンジン・ランプ)が点灯し、エンジンの出力制限を行います。
お近くの「いすゞ販売会社」で点検・整備を受けてください。

アドバイス

- ● 自動再生は、エンジンを止めると中断されます。できるだけ、自動再生が終了するまで、エンジンを切らないようにすると効率的に再生が行えます。※自動再生中は、アイドリング回転数が上がる場合があります。
- ● 手動再生中は、できるだけ車両を動かさないでください。走行すると、手動再生が中断します。
- ● ある程度DPDにPM（すす）が溜まると、任意に手動再生を行うことができます。（任意手動再生）
DPDスイッチをDPD表示灯が点灯するまで（長）押します。DPD表示灯（橙色）が、点滅すれば手動再生が可能です。再度DPDスイッチを押してください。エンジンが暖まっている時の方が、再生時間が短くなります。運行終了後等の空き時間に行うと効率的です。
※車両によっては、「任意手動再生」ができない車両もあります。

※お車によって異なる場合があります。詳しい取扱い方法については車載の「取扱説明書」をご覧ください。

いすゞ自動車(株)

ポスト新長期規制適合　中型車(フォワード 6HK1エンジン搭載車)

尿素SCRシステムの取扱い方法について

尿素SCRシステムは、排気ガス中の窒素酸化物（NOx）を浄化するシステムです。尿素水（AdBlue®相当）を還元剤として排気ガスの熱で加水分解し、アンモニア(NH_3)を生成します。生成したアンモニアにより窒素酸化物（NOx）を還元させ窒素と水分に分解し浄化するシステムです。

・尿素SCRとは、尿素Selective Catalytic Reductionの略で、尿素を還元剤とする選択還元型触媒を意味します。

・AdBlue®はドイツ自動車工業会（VDA）の登録商標です。

マルチディスプレイと警告灯について

● **下記の警告が表示したら、ただちに尿素水（AdBlue®相当）を補給してください。また、再始動禁止中警告が表示して走行し続けると、尿素SCRシステムが故障します。**

尿素水が少なくなると

尿素水補給警告

尿素水(AdBlue®相当)の残量が1段階になると警告が表示します。

尿素水が空になると

再始動禁止中警告(尿素水量)

尿素水補給警告が表示してから尿素水の補給を行わず走行し続けると、再始動禁止中警告が表示します。
この警告が表示したらエンジンの停止を行うと再始動ができません。
下記の"エンジン再始動の手順"に従い処置を行ってください。
警報音(ピーーー)が鳴り続けます

●エンジン再始動の手順

① スターター スイッチを"LOCK"位置にし、尿素水(AdBlue®相当)を5L以上補給します。
▶
② 尿素水(AdBlue®相当)を補給後、スタータースイッチを"LOCK"から"ON"位置にして、同時にマルチディスプレイの表示が消灯し、警報音"ピーーー"が鳴りやむのを待ちます。
▶
③ マルチディスプレイの表示と警報音"ピーーー"が鳴りやまないときは、スタータースイッチを"LOCK"位置に戻し、さらに尿素水(AdBlue®相当)を補給し、手順②からやり直します。
▶
④ エンジンを始動します。

● **下記の警告が点灯して適切な処置を行わず走行し続けると尿素SCRシステムが故障します。ただちに最寄りの《いすゞ販売会社》で点検・修理を受けてください。**

尿素水の品質に異常があると

尿素水品質異常警告

尿素水タンクに尿素水(AdBlue®相当)以外の液体(ガソリンや灯油など)が混入したときや、水などで希釈されたときに警告が表示します。

適切な処置をせず走行し続けると

再始動禁止中警告(品質異常)

尿素水品質異常警告が表示してから適切な処置を行わず走行し続けると、再始動禁止中警告が表示します。
この警告が表示したらエンジンの停止を行うと再始動ができません。
警報音(ピーーー)が鳴り続けます

尿素SCRシステムに異常があると

尿素水噴射異常警告

尿素SCRシステムに異常があると、尿素水噴射異常警告が表示します。

適切な処置をせず走行し続けると

尿素水噴射異常警告

尿素水噴射異常警告が表示してから適切な処置を行わず走行し続けると、警報音が鳴り続けます。
警報音(ピーーー)が鳴り続けます

※お車によって異なる場合があります。詳しい取扱い方法については車載の「取扱説明書」をご覧ください。

いすゞ自動車(株)

ポスト新長期規制適合　**大型車(ギガ)**

尿素SCRシステムの取扱い方法について

尿素SCRシステムは、排気ガス中の窒素酸化物（NOx）を浄化するシステムです。尿素水（AdBlue®相当）を還元剤として排気ガスの熱で加水分解し、アンモニア(NH_3)を生成します。生成したアンモニアにより窒素酸化物（NOx）を還元させ窒素と水分に分解し浄化するシステムです。

・尿素SCRとは、尿素Selective Catalytic Reductionの略で、尿素を還元剤とする選択還元型触媒を意味します。
・AdBlue®はドイツ自動車工業会（VDA）の登録商標です。

マルチディスプレイと警告灯について

● **下記の警告が表示したら、ただちに尿素水（AdBlue®相当）を補給してください。また、再始動禁止中警告が表示して走行し続けると、尿素SCRシステムが故障します。**

尿素水が少なくなると

尿素水補給警告

尿素水(AdBlue®相当)の残量が1段階になると警告が表示します。

尿素水が空になると

再始動禁止中警告(補給警告)

尿素水補給警告が表示してから尿素水の補給を行わず走行し続けると、再始動禁止中警告が表示します。
この警告が表示したらエンジンの停止を行うと再始動ができません。
下記の"エンジン再始動の手順"に従い処置を行ってください。
警報音(ピーーー)が鳴り続けます

●**エンジン再始動の手順**

① スタータースイッチを"LOCK"位置にし、尿素水(AdBlue®相当)を5L以上補給します。
▶
② 尿素水(AdBlue®相当)を補給後、スタータースイッチを"LOCK"から"ON"位置にして、同時にマルチディスプレイの表示が消灯し、警報音"ピーーー"が鳴りやむのを待ちます。
▶
③ マルチディスプレイの表示と警報音"ピーーー"が鳴りやまないときは、スタータースイッチを"LOCK"位置に戻し、さらに尿素水(AdBlue®相当)を補給し、手順②からやり直します。
▶
④ エンジンを始動します。

● **下記の警告が点灯して適切な処置を行わず走行し続けると尿素SCRシステムが故障します。ただちに最寄りの《いすゞ販売会社》で点検・修理を受けてください。**

尿素水品質異常警告

尿素水タンクに尿素水(AdBlue®相当)以外の液体(ガソリンや灯油など)が混入したときや、水などで希釈されたときに警告が表示します。

適切な処置をせず走行し続けると

再始動禁止中警告(品質異常)

尿素水品質異常警告が表示してから適切な処置を行わず走行し続けると、再始動禁止中警告が表示します。
この警告が表示したらエンジンの停止を行うと再始動ができません。
警報音(ピーーー)が鳴り続けます

尿素水噴射異常警告

尿素SCRシステムに異常があると、尿素水噴射異常警告が表示します。

適切な処置をせず走行し続けると

尿素水噴射異常警告

尿素水噴射異常警告が表示してから適切な処置を行わず走行し続けると、警報音が鳴り続けます。
警報音(ピーーー)が鳴り続けます

※お車によって異なる場合があります。詳しい取扱い方法については車載の「取扱説明書」をご覧ください。

いすゞ自動車(株)

ポスト新長期規制適合
新長期規制適合
新短期規制適合

小型車(エルフ)、中型車(フォワード)、大型車(ギガ)

メンテナンスなど その他の取扱いに関するお願い

● エンジンオイル量の点検について

DPD付車は、エンジンオイル中へ燃料が徐々に混ざり、エンジンオイルが注入時よりも増える場合があります。エンジンオイル量点検時は、オイルが「点検用MAX」～「MIN」間にあれば良好です。オイル量が、「点検用MAX」を越えた場合は、必ずオイル交換してください。「点検用MAX」以上にオイルがあると、エンジン故障の原因となります。また、エンジンオイル中へ燃料が徐々に混ざり、オイルが薄まりますので、必ず指定された交換期間でエンジンオイルを交換してください。

なお、ポスト新長期規制適合車のエルフ・4JJ1型エンジン、フォワード・4HK1型エンジン搭載車は、「MAX」～「MIN」間にあれば良好です。

(参考)
ポスト新長期規制適合車のエルフ・4JJ1型エンジン、フォワード・4HK1型エンジンでは、DPD再生用に排気管噴射を採用して、エンジンオイル中への燃料混入を減らしています。
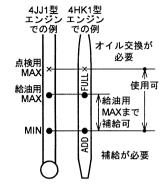
● エンジンオイルについて

いすゞ純正・低アッシュオイル(DPD対応オイル)「ベスコクリーン」または「ベスコクリーンスーパー」の使用をお願いしています。
このエンジンオイルは、一般の低アッシュオイル「DH2(VDS-4)規格」オイルに比べて、アッシュ(灰分)の少ないエンジンオイルで、DPDフィルターへのアッシュ(灰分)の堆積を遅らせます。

● 燃料(軽油)について

低硫黄軽油(硫黄分10ppm以下)の使用をお願いしています。
粗悪な燃料、水抜き剤、その他の燃料添加剤、ガソリン、灯油、アルコール系燃料を補給したり混合して使用すると、燃料フィルター詰まり、インジェクター内の燃料潤滑部分の摺動不良になるほか、エンジンや排気ガス浄化装置(DPD)に悪影響をおよぼし、故障の原因になるおそれがあります。

● 尿素水について(尿素SCR装置付き車)

いすゞ指定の尿素水(AdBlue® 相当)を使用してください。指定の尿素水(AdBlue® 相当)とは、JIS(日本工業規格)AUS 32 JIS K2247または ISO(国際標準化機構)AUS 32 ISO 2241の規格に適合した尿素水(AdBlue® 相当)を示します。誤って指定の尿素水(AdBlue® 相当)以外のものを補給したときは、尿素SCRシステムの点検が必要です。ただちに、「いすゞ販売会社」で点検・整備を受けてください。

● DPDフィルターの点検・清掃について

排出ガス中には、微量のエンジンオイルが含まれています。このエンジンオイルの燃えカスをアッシュ(灰分)と呼びます。アッシュは、DPDの再生を繰り返すごとにフィルターに堆積して、目詰まりの原因となります。
いすゞでは、1年ごと※にDPDフィルターや差圧パイプの詰まりの点検(-点検の結果によって)清掃の実施をお願いしています。
点検清掃には、専用工具が必要となる場合がありますので、最寄りの「いすゞ販売会社」に ご相談ください。
※走行距離ごとなど、年式、車型によって異なりますので、詳しくは「取扱説明書」または「メンテナンスノート」を ご覧ください。

(参考)
エンジンオイルに、指定の低アッシュオイルを使用しないと、早期に目詰まりを起こします。アッシュの堆積が多いと、自動再生のインターバルが短くなったり、手動再生表示灯が頻繁に点滅したりします。

● その他の点検整備について(定期交換部品など)

1年ごとにDPDフィルターや差圧パイプの詰まりの点検(-点検の結果によって)清掃の実施をお願いする他、エアーフローセンサーや排気管噴射ノズル(一部のエンジン)の点検、尿素SCR付き車では、尿素水の漏れ点検や尿素水フィルター、ドージングモジュール、NOxセンサーの定期交換などを お願いしています。
※詳しくは「取扱説明書」または「メンテナンスノート」(点検整備方式)を ご覧ください。

(参考)
その他、DPDなど後処理装置の性能を維持するため、燃料系統(燃料フィルター、インジェクター等)、吸気系統(エアーエレメント等)の定期的な点検・整備をお願いします。

● DPD再生時の留意点

- 再生終了までの時間は、外気温度によって異なります。
- 再生中は、エンジンのアイドリング回転が上昇し、排気ブレーキまたは排気スロットルが作動します。排気ブレーキまたは排気スロットル作動中および解除時に作動音が発生しますが故障ではありません。
- 再生時にはPM(すす)の燃焼に伴い、白煙が一時的にテールパイプから発生する場合がありますが故障ではありません。
  ※換気の悪い屋内での再生は行わないでください。
  ※排気ガス浄化機能により、排気ガスの臭いは、従来のディーゼル車とは異なります。
- 手動再生は、エンジンが冷えているときより走行直後の方が早く終了します。
- 手動再生中は、冷却水温が上昇することがあります。

● DPD再生の頻度

お車の使い方(走り方)が変わらないのに、次のような現象になる(変化がある)場合は、DPDフィルターにアッシュ(灰分)が堆積して詰まったか、故障の可能性があります。最寄りの「いすゞ販売会社」で点検・整備を受けてください。(ご相談ください)

- 従来に比べて、自動再生のインターバルが短くなった。
- 従来に比べて、手動再生表示灯が頻繁に点滅するようになった。
  ※同じお車でも、使い方(走り方)によって、手動再生の頻度は(毎月1回程度や毎日1回など)、大きく異なります。ご不安な場合には、最寄りの「いすゞ販売会社」に、ご相談ください。

※お車によって異なる場合があります。詳しい取扱い方法については車載の「取扱説明書」または「メンテナンスノート」をご覧ください。

三菱ふそうトラック・バス（株）　【新長期規制適合の小型トラック・中型トラック（～ 2008年型）】

再生制御式DPFの取り扱いについて

対象車種　キャンター・ファイター・ローザ・エアロエース（MM）・エアロミディ-S・エアロスター エコ ハイブリッド

インジケータランプが点滅したら

50km走行（PTO作業中）以内に下記の操作を行ってください。

1 安全な場所に停車
- 排気口付近に可燃物がないことを確認してください。
- 排気管やマフラー付近および排気ガスには触れないでください。やけどの恐れがあります。

換気の悪い場所では行わないでください、一酸化炭素中毒になる恐れがあります

2 駐車ブレーキを確実に引く
3 チェンジレバーをN位置（AT車はP位置）
4 エンジンアイドル運転
- アクセルやクラッチペダルを踏まない。・PTO装備車はPTOスイッチをOFF。
- 水温が低い場合は暖機運転を行ってください。

5 スイッチ をインジケータランプが点滅から点灯に変わるまで押す

クリーニング（再生）開始

- アイドリング回転数が上昇し、エキゾーストブレーキが作動します。
- **約10～25分（ローザは約10～40分）程度**お待ちください。

※クリーニング時間は、PMの溜まり方や気温によって異なります。

インジケータランプが消えたらクリーニング（再生）終了

注意

出庫前に手動クリーニング（再生）！

走行中の手動クリーニング（再生）を極力さけたいというお客様や、PTO作業をひんぱんにされるお客様は、出庫前等に予めクリーニング（再生）を行ってください。

DPF手動クリーニング（再生）時の注意
- 風通しの良い屋外で実施してください。
- 排気管のまわりは高温になります。燃えやすい物を近くに置かないでください。

<日中お車を使用されるお客様の場合>

1日の運行 → 帰庫 → クリーニングスイッチを押す A

- クリーニングが行われない!!
  - 水温計の針がほぼ「C」の位置 → 暖機運転を行って再度クリーニングスイッチを押してください → Aへ戻る
  - 水温計の針がほぼ真中の位置 → クリーニング作業の必要なし → ゴミ収集車等の一般的なPTO作業で約2時間の連続作業が可能* → 明日も朝から仕事がOK!
- クリーニング作業開始!!
  - エンジン回転数が約1500rpmまで上昇しDPFインジケータ点灯 → 約10～25分後（ローザは約10～40分後）DPFインジケータ消灯 → クリーニング終了 → ゴミ収集車等の一般的なPTO作業で約6時間の連続作業が可能* → 明日も朝から仕事がOK!

*車両の使用状況によりDPFの目詰まり状態が変わります。

以下の現象は故障ではありません。

走行中に信号待ち等で停車し、アイドリング運転に移行した時、エンジン音やアイドリング回転数が変化することがあります。同時にエキゾーストブレーキが作動します。
■**自動クリーニング（再生）を行っているためです。**

白煙が発生することがあります。
■**水蒸気が排出されるためです。　■排気温度が十分上昇すれば自然に消えます。**

排気ガスの臭いが従来のディーゼル車と異なります。
■**触媒を通じて排出ガスを浄化しているため、異なった臭いになります。**

※詳しくは、取り扱い説明書の「再生制御式DPFシステム」の項目をご覧ください。

ウォーニングランプが点灯したら

三菱ふそう販売店にご連絡ください。

注意
- ウォーニングランプが点灯すると、出力が制限される場合があります。
- ウォーニングランプが点灯したまま走行（稼働）を続けると故障につながります。すみやかに三菱ふそうサービス工場にお越しください。
- PTOの連続運転を実施する場合は、1時間に1回程度、DPFインジケータランプが点滅していないかを確認してください。

アドバイス

6M60エンジン搭載のファイターについて
- 自動クリーニング（再生）時のローアイドル回転数が800rpmに上がります。（MT車のみ）
- 自動クリーニング（再生）中に低速走行する際は以下の運転方法を推奨します。
  トランスミッションの低速ギヤ段を使用し、エンジン回転数を1000rpm以上に維持
  これにより、DPF内が高温に保たれ、自動クリーニング（再生）が短時間で終了するため燃費の悪化を防止することができます。

エンジンオイルについて

再生制御式DPF付車は、クリーニング中に燃料の一部がエンジンオイルに混入し、注入時よりもオイル量が増える場合があります。

▌運行前、エンジンオイル量をレベルゲージで点検してください。
点検時はオイルが右図の点検時油量の範囲（「下側の切り欠き」～「〇穴」の間）にあれば良好です。
オイル量が「〇穴」を超えた場合は、エンジンオイルの性能が劣化しているため、必ずオイル交換してください。オイル量が「〇穴」を超えたまま使用すると、エンジン故障の原因になり、最悪の場合、意図せぬエンジン回転上昇を招く恐れがあります。

DPFの機能を長時間維持できなくなる恐れがありますので、必ずDPF対応オイルを使用してください。

ふそう純正オイル（DPF対応オイル）
ふそうエンジンオイルDH-2
ふそうエンジンオイルスーパーDH-2

燃料について

再生制御式DPF装着車両は低硫黄軽油専用車です。
- 規格に適合した燃料を使用してください。
- 規格以外のバイオ燃料や粗悪燃料、灯油、重油などを使用した場合は、DPF及びエンジン故障の原因になります。
- 燃料は「揮発油等の品質の確保等に関する法律」で品質が定められています。

4　5

本情報は三菱ふそうホームページの「ふそう耳より情報」2008夏号および2009秋号からの抜粋です。
他にもお役に立つ情報を掲載しておりますので、あわせてご覧ください。
http://www.mitsubishi-fuso.com/jp/fusomimiyori/index.html

三菱ふそうトラック・バス（株）　【新長期規制適合の中型トラック（2009年型〜）】

09年型 中型トラック

再生制御式DPFシステムの手動再生

再生制御式DPFシステムでは、DPFが低速走行などで連続再生（燃焼処理）できない場合、ススの過剰堆積を防ぐためコンピューターが自動的に再生を行っています。しかし、低速走行やエンジン始動・停止などが頻繁に繰り返されると、自動的に再生されず手動で再生を行う必要が出てきてしまいます。また、手動再生には時間がかかるため、運行に支障が出てくることも考えられますので、帰庫後に行うことをおすすめします。

手動再生には約15〜25分*かかる!!

走行中の手動再生を極力さけたいというお客様や、PTO作業を頻繁にされるお客様は、帰庫後に手動再生を行いましょう。

*ススの堆積状況により異なります

手動再生が必要になりやすい場合

- 車速20km/h以下の低速走行が主体
- 頻繁（10分以内）にエンジンの始動・停止を行うことが多い
- 短い距離（10km以下）の走行を繰り返す
- 毎回、エンジンが暖機される前にエンジンを停止する
- PTO作業を長時間続ける

覚えておこう！　自動再生中にアクセルの踏み込み量の変化が大きいと、燃焼処理が上手く行えないことがあります。手動再生をさけるためにも、アクセルの変化量を抑えた運転を心がけましょう。

⚠ 手動再生時の注意点

- 換気の悪い場所では行わないでください、**一酸化炭素中毒**になる恐れがあります。
- 火災を避けるために、枯れ草や紙くずなど、燃えやすいものの付近で行わないでください。
- やけどを避けるために、排気管やマフラー付近に触れずに、また人を近づけないでください。

帰庫後の手動再生

日中お車を使用されるお客様の場合
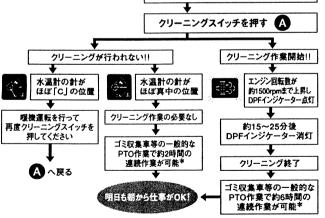
*車両の使用状況によりDPFの目詰まり状態が変わります。

手動再生実施の目安に便利な09年型の新機能　DPFのスス堆積量の確認

スス堆積量は、エンジン停止時のインジケーターランプの点滅回数で確認できます。3〜4回点滅の場合、DPFクリーニングスイッチでDPF手動再生が可能になります。

Step 1　エンジン停止時に、スタータースイッチを"ON"の位置にします。

Step 2　DPFクリーニングスイッチの"ON"を押したままにします。スス堆積量をインジケーターランプの点滅回数で表示します（0.4秒間隔で点滅）。

Step 3　DPFクリーニングスイッチを押している間、インジケーターランプの点滅は1.2秒間隔で繰り返します。点滅回数を確認して、DPFクリーニングスイッチから手を離します。

スス堆積量	インジケーターランプ	DPF再生
少ない	1回点滅	•再生は不要です。•手動再生はできません。
	2回点滅	自動再生が近づいています。
	3回点滅	•自動再生に入ります。•手動再生もできます。
	4回点滅	手動再生ができます。
多い	点灯	再生できません。 DPFにススが過剰堆積しています。 三菱ふそうサービス工場で点検をお受けください。

以下の現象は故障ではありません。

走行中に信号待ち等で停車し、アイドリング運転に移行した時、エンジン音やアイドリング回転数が変化することがあります。同時にエキゾーストブレーキが作動します。
■自動クリーニング（再生）を行っているためです。

白煙が発生することがあります。
■水蒸気が排出されるためです。　■排気温度が十分上昇すれば自然に消えます。

排気ガスの臭いが従来のディーゼル車と異なります。
■触媒を通じて排出ガスを浄化しているため、異なった臭いになります。

12か月ごとの点検をお忘れなく　目詰まり点検など必要となりますので、三菱ふそうサービス工場に依頼してください。点検結果によってはDPFの清掃が必要となります。

手動再生方法など、詳しくは各車両の取扱説明書をご覧ください。

日野自動車株式会社
対象規制：新短期、新長期、ポスト新長期　規制適合車
対象車種：大型車

ＤＰＲ（排出ガス浄化装置）

関連装置配置図とウォーニングについて
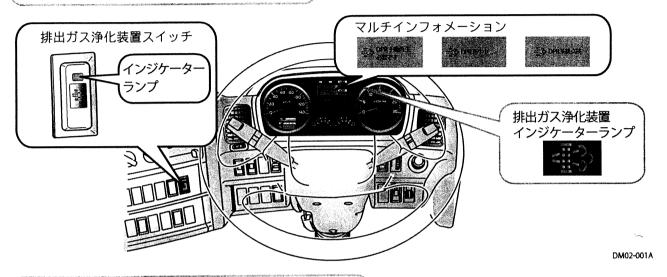
DPR(排出ガス浄化装置)システムウォーニング

インジケーターランプが常時点滅したら150km走行以内に下記の作業を行ってください。
(手動クリーニング操作)

※PTO装備車はPTOスイッチをOFF
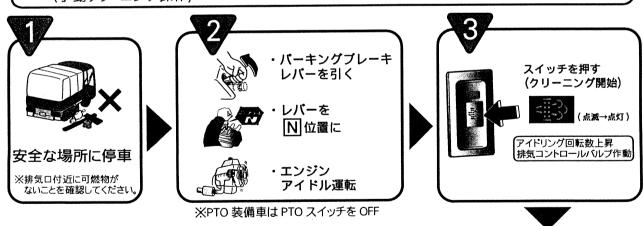
・インジケーターランプが点滅から点灯に変わります。
・アイドリング回転数が上昇し，排気コントロールバルブが作動します。
・15分～20分お待ちください。

4 インジケーターランプが消灯して，回転が元に戻り，表示が消えたらクリーニング終了

DPR(排出ガス浄化装置)の詳細については，取扱説明書をお読みいただくか，最寄りの日野整備工場へお問い合わせください。

⚠ 注意

- クリーニングが終了しない内に走行（稼動）すると，再びインジケーターランプが点滅します。
- インジケーターランプを点滅させたまま，クリーニングを行わないで走行（稼動）し続けると DPR系統点検 が表示されます。

DPR系統点検 が表示されたら日野販売会社へご連絡ください。

⚠ 注意

DPR系統点検 を表示したまま走行（稼動）を続けると故障につながります。すみやかに日野整備工場にお越しください。

以下の現象は故障ではありません。

アイドリング回転数が変化することがあります。
同時に排気コントロールバルブが作動します。

- 走行中に信号待ちなどで停車し，アイドリング運転に移行したとき。（自動クリーニング中）
- 長時間（約１時間以上）アイドリング運転を続けたとき。
（白煙発生防止のため，ときどき回転数が上昇します）

白煙が発生することがあります。

- 水蒸気が排出されるためです。
- 排気温度が十分に上昇すれば自然に消えます。
- 超低硫黄軽油以外の燃料を使用した場合は，白煙が発生し続けることがあります。

排出ガスの臭いが従来のディーゼル車と異なります。

- 触媒を通じて排出ガスを浄化しているため異なった臭いになります。

アドバイス

アイドルストップシステム装着車

自動クリーニング中はアイドルストップシステムは作動しません。

日野自動車株式会社
対象規制：新短期、新長期、ポスト新長期　規制適合車
対象車種：中型車
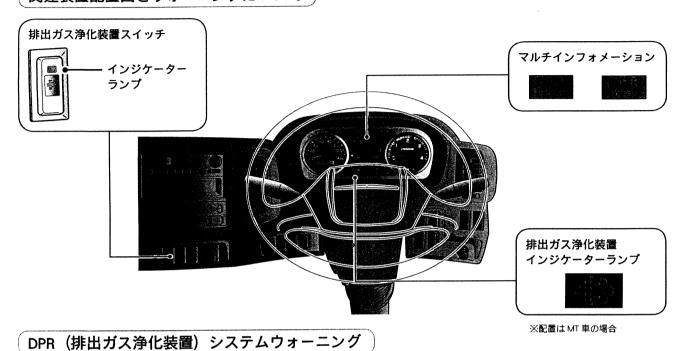
DPR（排出ガス浄化装置）

関連装置配置図とウォーニングについて

※配置はMT車の場合

DPR（排出ガス浄化装置）システムウォーニング

インジケーターランプが常時点滅したら150 km走行以内に下記の作業を行ってください。（手動クリーニング操作）
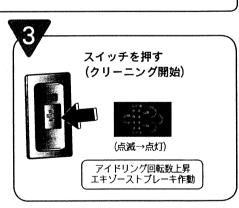
※PTO装備車はPTOスイッチをOFF

- インジケーターランプが点滅から点灯に変わります。
- アイドリング回転数が上昇し，エキゾーストブレーキが作動します。
- 15分～20分お待ちください。

インジケーターランプが消灯して，アイドリング回転が元に戻り，表示が消えたらクリーニング終了

⚠注意

・クリーニングが終了しない内に走行（稼働）すると，再びインジケーターランプが点滅します。
・インジケーターランプを点滅させたまま，クリーニングを行わないで（稼働）し続けるとチェックエンジンランプ が表示されます。

が表示されたら日野販売会社へご連絡ください。

⚠注意

・チェックエンジンランプ を表示したまま走行（稼働）を続けると故障につながります。すみやかに日野整備工場にお越しください。

以下の現象は故障ではありません

アイドリング回転数が変化することがあります。
同時に排気コントロールバルブが作動します。

・走行中に信号待ちなどで停車し，アイドリング運転に移行したとき。（自動クリーニング中）
・長時間（約1時間以上）アイドリング運転を続けたとき。
（白煙発生防止のため，ときどき回転数が上昇します）

白煙が発生することがあります。

・水蒸気が排出されるためです。
・排気温度が十分に上昇すれば自然に消えます。
・超低硫黄軽油以外の燃料を使用した場合は，白煙が発生し続けることがあります。

排気ガスの臭いが従来のディーゼル車と異なります。

・触媒を通じて排出ガスを浄化しているため異なった臭いになります。

アドバイス

■アイドルストップシステム装着車
・自動クリーニング中はアイドルストップシステムは作動しません。

DPR（排出ガス浄化装置）の詳細については，取扱説明書をお読みいただくか，最寄りの日野整備工場へお問い合わせください。

日野自動車株式会社
対象規制：新短期、新長期、ポスト新長期　規制適合車
対象車種：小型車

DPR（排出ガス浄化装置）

関連装置配置図とウォーニングについて
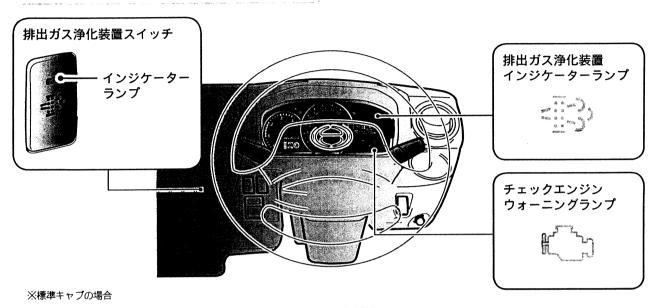
※標準キャブの場合

DPR（排出ガス浄化装置）システムウォーニング

インジケーターランプが常時点滅したら 150 km 走行以内に下記の作業を行ってください。（手動クリーニング操作）

1

安全な場所に停車

※排気口付近に可燃物がないことを確認してください。

2

・パーキングブレーキレバーを引く

・チェンジレバーを MT 車，ATM 車は Ⓝ 位置に AT 車は Ⓟ 位置に

・エンジン アイドル運転

※ PTO 装備車は PTO スイッチまたは PTO コントロールレバーを OFF

3

スイッチを押す（クリーニング開始）

（点滅→点灯）

アイドリング回転数上昇
エキゾーストブレーキ作動

・インジケーターランプが点滅から点灯に変わります。
・アイドリング回転数が上昇し，エキゾーストブレーキが作動します。
・15 分～ 20 分お待ちください。

4

 インジケーターランプが消灯，アイドリング回転数が元に戻ったらクリーニング終了

DPR（排出ガス浄化装置）の詳細については，取扱説明書をお読みいただくか，最寄りの日野整備工場へお問い合わせください。

⚠ 注意

・インジケーターランプを点滅させたまま、スス燃焼（再生）処理を行わず走行を続けるとブザーが鳴ります。すみやかに燃焼（再生）処理を行ってください。ブザーが鳴ったまま走行を続けると，チェックエンジンウォーニングランプが点灯します。点灯したときは，できるだけ早い時期に最寄りの日野整備工場で点検・整備を受けてください。

・ススの燃焼（再生）処理中は，アクセルペダルを操作しないでください。ススの燃焼（再生）処理が終了する前に，アクセルペダルを踏み込んだり，空ぶかししたりすると，ススの燃焼（再生）処理が中断されます。処理中に作動が停止してしまった場合は，もう一度操作をやりなおしてください。

が表示されたら日野整備工場へご連絡ください。

⚠ 注意

を表示したまま走行（稼働）を続けると故障につながります。すみやかに日野整備工場にお越しください。

以下の現象は故障ではありません

アイドリング回転数が変化することがあります。
同時にエキゾーストブレーキが作動します。

・走行中に信号待ちなどで停車し，アイドリング運転に移行したとき。
（自動クリーニング中）

・長時間（約30分以上）アイドリング運転を続けたとき。
（白煙発生防止のため，ときどき回転数が上昇します）

白煙が発生することがあります。

・水蒸気が排出されるためです。

・排気温度が十分に上昇すれば自然に消えます。

・超低硫黄軽油以外の燃料を使用した場合は，白煙が発生し続けることがあります。

排気ガスの臭いが従来のディーゼル車と異なります。

・触媒を通じて排出ガスを浄化しているため異なった臭いになります。

アドバイス

■アイドルストップシステム装着車

・アイドルストップシステム装着車は，アイドルストップキャンセルスイッチが「OFF」の場合，アイドルストップします。その際は，スタータースイッチにてエンジンを再始動させてください。

国自技第 209 号
平成 25 年 1 月 25 日

四国運輸局長　殿

自動車局長

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達）

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示」（平成 25 年国土交通省告示第 68 号）が制定されたことに伴い、当該告示の規定に基づき、「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について」（平成 15 年 10 月 1 日国自技第 151 号、国自環第 134 号）を別添のとおり改正したので、遺漏なきよう取り計らわれたい。

また、関係団体には、その旨通知したところであるが、さらに管内関係者に対し周知徹底を図られたい。

（参考）

国自技第 209 号の 2
平成 25 年 1 月 25 日

自動車検査独立行政法人理事長　殿
独立行政法人交通安全環境研究所理事長　殿
軽自動車検査協会理事長　殿
一般社団法人　日本自動車工業会会長　殿
日本自動車輸入組合理事長　殿
社団法人　日本産業車両協会会長　殿
一般社団法人　日本農業機械工業会会長　殿
一般社団法人　日本建設機械化協会会長　殿
一般社団法人　日本建設機械工業会会長　殿
一般社団法人　日本自動車車体工業会会長　殿
一般社団法人　日本自動車部品工業会会長　殿
社団法人　日本自動車整備振興会連合会会長　殿
公益財団法人　日本自動車輸送技術協会会長　殿
財団法人　日本車両検査協会会長　殿
一般社団法人　日本自動車販売協会連合会会長　殿
社団法人　日本中古自動車販売協会連合会会長　殿
一般社団法人　日本自動車機械工具協会会長　殿
一般社団法人　日本自動車タイヤ協会会長　殿
公益社団法人　日本バス協会会長　殿
公益社団法人　全日本トラック協会会長　殿
一般社団法人　全国ハイヤー・タクシー連合会会長　殿
一般社団法人　日本陸用内燃機関協会会長　殿
社団法人　全国個人タクシー協会会長　殿
一般社団法人　全国霊柩自動車協会会長　殿

国土交通省自動車局長

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について

標記について、別紙のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対して通知しましたので了知頂くとともに、遺漏なきようお取り計らい願います。

別　添

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達)」の一部改正について（依命通達）　新旧対照表

○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達)（平成15年国自技第151号、国自環第134号）

（傍線部分は改正部分）

改　正	現　行
記	記
１．～18.　（略）	１．～18.　（略）
19.　適用関係告示第14条第８項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。（削除）	19.　適用関係告示第14条第８項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。適用関係告示第48条第4項の「国土交通大臣が定めるもの」は、次に掲げる自動車とする。
(1) 型式指定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、電波障害防止に係る性能について変更があるもの	(1) 型式指定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱自動車の取扱いを受けた自動車であって、電波障害防止に係る性能について変更があるもの
(2) 型式指定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車	(2) 型式指定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱自動車の取扱いを受けた自動車以外の自動車
20. ～21.　（略）	20. ～21.　（略）
22.　適用関係告示第７条第５項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。	22.　適用関係告示第７条第５項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。
(1)　平成25年6月23日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車	(1)　平成25年6月23日以降に新型届出による取扱い受けた自動車
(2)　平成25年6月23日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車	(2)　平成25年6月23日以降に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
23.　適用関係告示第７条第６項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。	23.　適用関係告示第７条第６項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。
(1)　平成26年6月23日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車	(1)　平成26年6月23日以降に新型届出による取扱い受けた自動車
(2)　平成26年6月23日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車	(2)　平成26年6月23日以降に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
24.～25.　（略）	24.～25.　（略）
26.　適用関係告示第15条第15項及び第17項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。	26.　適用関係告示第15条第15項及び第17項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。
(1)　平成25年6月23日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車	(1)　平成25年6月23日以降に新型届出による取扱い受けた自動車
(2)　平成25年6月23日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車	(2)　平成25年6月23日以降に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
27.　適用関係告示第15条第16項及び第18項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。	27.　適用関係告示第15条第16項及び第18項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。
(1)　平成26年6月23日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車	(1)　平成26年6月23日以降に新型届出による取扱い受けた自動車
(2)　平成26年6月23日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車	(2)　平成26年6月23日以降に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
28.　適用関係告示第22条第４項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。	28.　適用関係告示第22条第４項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。
(1)　平成25年4月12日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車（当該新型届出による取扱いを受けた自動車からＩＳＯＦＩＸトップテザー取付装置に変更がないものに限る。）	(1)　平成25年4月12日以前に新型届出による取扱い受けた自動車（当該新型届出による取扱い受けた自動車からＩＳＯＦＩＸトップテザー取付装置に変更がないものに限る。）

改正後	改正前
(2)　平成25年4月12日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車（当該輸入自動車特別取扱を受けた自動車からＩＳＯＦＩＸトップテザー取付装置に変更がないものに限る。） (3)　平成25年4月13日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車（平成25年4月12日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車からＩＳＯＦＩＸトップテザー取付装置に変更がないものに限る。） (4)　平成25年4月13日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車（平成25年4月12日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車からＩＳＯＦＩＸトップテザー取付装置に変更がないものに限る。） 29.～31.　（略） 32.　適用関係告示第48条第4項の「国土交通大臣が定めるもの」は、平成29年11月18日以降に製作された自動車であって、次に掲げる自動車とする。 (1)～(4)　（略） (5)　(1)から(4)までに掲げる自動車と車室外乗降支援灯に係る取付方法等について変更がないもの 33.　適用関係告示第９条第22項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。 (1)　平成26年11月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車（平成26年10月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値に定める設定基準値並びに低排出ガス車認定実施要領（平成十二年運輸省告示第百三号）に定める基準以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。） (2)　平成26年11月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車（平成26年10月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値に定める設定基準値並びに低排出ガス車認定実施要領（平成十二年運輸省告示第百三号）に定める基準以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）	(2)　平成25年4月12日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車（当該輸入自動車特別取扱いを受けた自動車からＩＳＯＦＩＸトップテザー取付装置に変更がないものに限る。） (3)　平成25年4月13日以降に新型届出による取扱い受けた自動車（平成25年4月12日以前に新型届出による取扱い受けた自動車からＩＳＯＦＩＸトップテザー取付装置に変更がないものに限る。） (4)　平成25年4月13日以降に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車（平成25年4月12日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車からＩＳＯＦＩＸトップテザー取付装置に変更がないものに限る。） 29.～31.　（略） 32.　適用関係告示第48条第4項の「国土交通大臣が定めるもの」は、平成29年11月18日以降に製作された自動車であって、次に掲げる自動車とする。 (1)～(4)　（略） (5)　(1)～(4)に掲げる自動車と車室外乗降支援灯に係る取付方法等について変更がないもの （新規）

附　則

この改正は、平成25年1月27日から施行する。

別紙

「装置型式指定規則」及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部改正について

１．背景

我が国の自動車の安全対策については、交通政策審議会の「今後の車両安全対策のあり方に関する報告」（平成 23 年６月）に基づき、今後取り組むべき車両安全対策の諸課題について、「車両安全対策検討会」において、検討を行っているところです。

今般、平成 24 年 11 月 1 日に開催された「平成 24 年度第 2 回車両安全対策検討会」において、特定のバスに対して衝突被害軽減制動制御装置（以下「衝突被害軽減ブレーキ」という。）を義務付けることが合意されました。

また、我が国の安全・環境基準のレベルを維持しつつ、自動車基準の国際調和及び認証の相互承認を推進するため、平成 10 年に国連の「車両等の型式認定相互承認協定」(以下「相互承認協定」という。）に加入し、その後、相互承認協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的な採用を進めているところです。

二輪車の騒音基準の国際調和については、国連欧州経済委員会（UN/ECE）自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において議論が進められており、日本からも国際調和及び認証の相互承認を推進するため、議論に積極的に参加し、「騒音防止装置協定規則（第 41 号)」が改訂されました。

また、平成 24 年 4 月の中央環境審議会「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について（第二次答申)」において二輪車の加速走行騒音対策について「騒音防止装置協定規則（第 41 号)」を導入することが答申されました。

このほか、平成 24 年 6 月に開催された UN/ECE WP29 第 157 回会合において、協定規則のうち、我が国が既に採用している「ドアラッチ・ヒンジに係る協定規則（第 11 号）」などの改訂が承認されており、平成 25 年 1 月 27 日にこれらが発効される予定となっています。

上記への対応にあたり、「装置型式指定規則(平成 10 年運輸省令第 66 号)」、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号)」(以下「細目告示」という。）等を改正することとします。

２．改正概要

（１）保安基準及び細目告示の改正

① 衝突被害軽減ブレーキ（細目告示第 15 条、第 93 条、第 171 条、別添 113 関係）

以下のとおり改正します。

【適用範囲】

○ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものを除く。）であって車両総重量が５ t を超えるもの

【改正概要】

○ 衝突被害軽減ブレーキを備える場合は、別添 113「衝突被害軽減制動制御装置の技術基準」に適合しなければならないこととします。

○ 加えて、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有する自動車を除く。）であり、かつ、車両総重量が 12 t を超えるものにあっては、適用時期以降、別添 113「衝突被害軽減制動制御装置の技術基準」に定める基準に適合する衝突被害軽減ブレーキを備えなければならないこととします。

【適用時期】

新型車：

対　象	適用時期
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有する自動車を除く。）であって車両総重量が 12 t を超えるもの	・基準適合義務：施行日以降 ・装着義務：平成 26 年 11 月 1 日以降
適用範囲のうち、上記以外の自動車	・基準適合義務：施行日以降

継続生産車：

対　象	適用時期
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有する自動車を除く。）であって車両総重量が 12 t を超えるもの	・基準適合義務：施行日以降 ・装着義務：平成 29 年 9 月 1 日以降
適用範囲のうち、上記以外の自動車	・基準適合義務：施行日以降

② 騒音防止装置（細目告示第 40 条、第 118 条、第 196 条、第 252 条、第 268 条、第 284 条関係）

「騒音防止装置協定規則（第 41 号)」の採用に伴い、以下のとおり改正します。

【適用範囲】

○ 二輪自動車（側車付二輪自動車及び被牽引自動車を除く。）及び二輪の原動機付自転車（総排気量が 50cc を超えるもの又は最高速度 50km/h を超えるものに限る。）（以下「二輪車」という。）

【改正概要】

○ 加速走行騒音試験法について、騒音防止装置協定規則に定める加速走行騒試験法を導入します。

○ 規制値について、下表に示す騒音防止装置協定規則の規制値とします。

車両区分	規制値
ＰＭＲ※が２５以下のもの	７３ｄＢ
ＰＭＲが２５を超え、５０以下のもの	７４ｄＢ
ＰＭＲが５０を超えるもの	７７ｄＢ

※ PMR(Power to Mass Ratio)の算出方法
PMR＝最高出力(kW)/（車両重量(kg)＋75kg）×1000

○ ＰＭＲが５０を超える車両に追加騒音規定を新たに導入します。

○ 近接排気騒音試験法について、騒音防止装置協定規則に定めるものを導入します。

○ 定常走行騒音規制を廃止します。

【適用時期】

○ 新たに型式の指定等を受ける二輪車（輸入車を除く。）にあっては、平成 26 年 1 月 1 日以降

○ 上記以外の二輪車にあっては、平成 29 年 1 月 1 日以降

③　乗降口（細目告示第 35 条、第 113 条、第 191 条関係）

「ドアラッチ・ヒンジに係る協定規則（第 11 号）」の改訂に伴い、以下のとおり改正します。

【適用範囲】

○　自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の乗降口に備える扉及び当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗員が車外放出されるおそれがある扉

【改正概要】

○　現行､乗降口に備える扉について協定規則第 11 号の技術的な要件を適用しておりますが、乗員が乗降口として使用しない扉であっても、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗員が車外放出されるおそれがあるとして協定規則第 11 号の技術的な要件を適用することとします。

《参考図》協定規則第 11 号の技術的な要件の適用対象

【適用時期】

適用範囲のうち、以下の適用時期に新たに製作される自動車：

対象	適用時期
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車	平成 27 年 1 月 27 日以降
貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5 t 以下の自動車	
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車	平成 30 年 1 月 27 日以降
貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5 t を超える自動車	

④　年少者用補助乗車装置等（細目告示第 32 条、第 110 条関係）
「年少者用補助乗車装置に係る協定規則（第 44 号）」の改訂に伴い、以下のとおり改正します。

【適用範囲】

○　年少者用補助乗車装置

【改正概要】

○　年少者用補助乗車装置本体に表示する警告表示ラベル※の様式を変更します。
※エアバッグを備えられた助手席に、後向きの年少者用補助乗車装置を装着しないようにする表示

《変更後の表示》

○　年少者用補助乗車装置本体に表示する取付方法等の表示ラベルの様式に、トップテザーを備えた後向き年少者用補助乗車装置を取り付ける場合の表示を追加します。
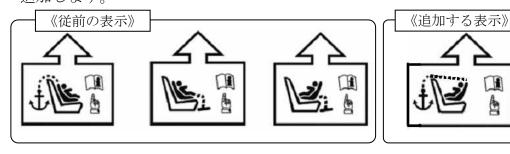
【適用時期】

○　施行日より適用します。

⑤　乗用車用空気入タイヤの技術基準（細目告示別添 3 関係）
「乗用車の空気入ゴムタイヤに係る協定規則（第 30 号）」の改訂に伴い、以下のとおり改正します。

【適用範囲】

○　専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員 10 人未満のもの及び車両総重量が 3.5t 以下の被牽引自動車に備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤ

○　別添 4「トラック、バス及びトレーラ用空気入タイヤの技術基準」1.ただし書の適用を受ける自動車に備えるタイヤ
※従前と変更はありません。

【改正概要】
○　用語の定義として「一般道路用タイヤ」、「特殊用途タイヤ」、「プロフェッショナルオフロードタイヤ」を規定し、性能要件等について定めます。
○　「補強」の定義について、具体的条件を明確化します。

【適用時期】
○　施行日より適用します。

⑥　トラック、バス及びトレーラ用空気入タイヤの技術基準（細目告示別添 4 関係）
「商用車の空気入ゴムタイヤに係る協定規則（第 54 号)」の改訂に伴い、以下のとおり改正します。
【適用範囲】
○　専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員 10 人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）及び車両総重量が 3.5t を超える被牽引自動車に備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤ（80km/h 未満の速度に対応する速度区分によって識別されるものを除く。）
※従前と変更はありません。

【改正概要】
○　用語の定義として「プロフェッショナルオフロードタイヤ」を規定し、性能要件等を定めます。
○　「特殊用途タイヤ」の構造要件を規定します。
○　タイヤの分類方法として「タイヤクラス」を定義します。

【適用時期】
○　施行日より適用します。

⑦　乗用車の制動装置の技術基準（細目告示別添 12 関係）
「乗用車の制動装置に係る協定規則（第 13H 号)」の改訂に伴い、以下のとおり改正します。
【適用範囲】
○　専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度 25km/h 以下の自動車並びに被牽引自動車を除く。）及び車両総重量が 3.5t 以下の貨物自動車（細目告示第 15 条第 2 項ただし書き及び第 93 条第 2 項ただし書きの規定を適用するものに限る。）に備える制動装置
※従前と変更はありません。

【改正概要】

○　電気式制御伝達装置をもつ主制動装置について、始動スイッチをオフした後の性能要件を明確化します。

【適用時期】

○　施行日より適用します。

⑧　その他

その他、協定規則において、誤記訂正、項目の整理等に伴う改訂がなされましたので、細目告示についても同様に所要の改正を行うこととします。

（２）装置型式指定規則の改正

「騒音防止装置協定規則（第 41 号)」の採用に伴い、相互承認（外国政府の認定を受けている場合、型式指定を受けたものとみなすこと）の対象となる特定装置を装置型式指定規則に追加等するため、第５条（指定を受けたものとみなす特定装置）等の改正を行うこととします。

【改正概要】

〇第５条（指定を受けたものとみなす特定装置）関係

・二輪車の「騒音防止装置」であって騒音防止装置協定規則に基づき認定されたものについて、型式指定を受けたものとみなすこととします。

〇第６条（特別な表示）関係

・第３号様式に定める表示方式（右記）については、「騒音防止装置」はａ≧８とします。

（３）その他

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示」及び「装置型式指定規則第五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示」について所要の改正を行うこととします。

３．スケジュール

公布：平成 25 年 1 月 25 日

施行：平成 25 年 1 月 27 日

※ＵＮ規則文書（原文）につきましては次のとおりです。

http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29ap_jun12.html

国自技第２０３号
平成２５年１月３１日

四国運輸局長　殿

自動車局長

超小型モビリティの認定要領について（依命通達）

コンパクトで小回りが利き、地域の手軽な移動の足となる従来の軽自動車よりも小さい二人乗り程度の自動車（以下「超小型モビリティ」という。）については、まちづくりと連携した導入を図ることで、低炭素社会の実現に資するとともに、都市や地域の新たな交通手段、観光・地域振興、高齢者や子育て世代の移動支援など、生活・移動の質の向上をもたらす新たなカテゴリーの乗り物として期待されている。

国土交通省では、集約型都市構造化、エネルギーの効率的利用、公共交通の利用促進など、持続可能で低炭素なまちづくりの実現に向けて総合的に取り組んでいるところであり、平成２４年６月に、地方公共団体が超小型モビリティを活用したまちづくりを検討する際や自動車メーカー等が当該モビリティの開発を進める際に留意すべき事項をまとめた「超小型モビリティ導入に向けたガイドライン」を公表し、人口減少・高齢化時代に対応するコンパクトなまちづくりにも適した交通手段である超小型モビリティの導入についても支援しているところである。

今般、当該ガイドラインの内容を踏まえ、「道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成１５年国土交通省告示第１３２０号。以下「緩和告示」という。）の一部を改正する告示」（平成２５年国土交通省告示第８３号）が平成２５年１月３１日に公布され、同日付で施行することとされたところである。

これに伴い、道路運送車両の保安基準（昭和２６年運輸省令第６７号）第５５条第１項に基づく緩和告示第１条第５号の取り扱いを新たに「超小型モビリティの認定要領」として別添のとおり定めたので遺漏なきよう取り計らわれたい。

別添

「超小型モビリティの認定要領」

第１　適用

道路運送車両の保安基準（昭和２６年運輸省令第６７号。以下「保安基準」という。）第５５条第１項の規定に基づく、「第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成１５年国土交通省告示第１３２０号。以下「緩和告示」という。）」第１条第５号の規定による自動車に係る基準緩和の認定（以下「超小型モビリティ認定」という。）は、本要領によるものとする。

第２　認定の目的

少子・高齢化、環境意識への高まりなど社会状況の変化に伴い、超小型モビリティの公道走行の要望が高まっているところであるが、超小型モビリティはその構造や使用の態様が特殊であるため、交通社会における位置づけが明確になっておらず、その安全性能等を考慮した保安基準の整備がなされていない状況にある。

これを踏まえ、軽自動車の基準を満たすことを前提として、超小型モビリティの公道走行を可能とするため、安全性の確保及び環境の保全上支障がないことに配慮しつつ、超小型モビリティ認定をするものとする。

なお、超小型モビリティは、地域に根ざした「新たなカテゴリー」の乗り物であることから、その普及に際しては、車両としての安全性の確保は最優先として、利活用する地域住民の交通安全に対する意識向上を図りつつ、利用環境の整備等を進めていくことが必要である。

第３　認定することができる超小型モビリティ

超小型モビリティ認定は、次に掲げる要件に該当する軽自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被けん引自動車を除く。）について行うことができる。

(1)　内燃機関を原動機とするものにあっては総排気量が〇・一二五リットル以下のもの、内燃機関以外を原動機とするものにあっては定格出力が八・〇〇キロワット以下のものであること。

(2)　乗車定員が二人以下（二個の年少者用補助乗車装置を取り付けたものにあっては、三人以下）のものであること。

(3)　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の四に規定する自動車専用道路、高速自動車国道法（昭和三十二年法律七十九号）第四条第一項に規定する高速自動車国道及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二十二条第一項の規定により当該道路において定められている自動車の最高速度が六十キロメー

トル毎時を超える道路以外の場所のみにおいて運行の用に供するものであること。
(4)その運行に関し、地方方公共団体又は地方公共団体が組織した協議会が交通の安全と円滑を図るための措置を講じたものであること。

第４　申請者等

１　超小型モビリティ認定の申請は、地方公共団体の長又は地方公共団体が組織する協議会の長（以下「申請者」という。）が、保安基準第５５条第３項の規定に基づき行うものとする。

２　地方運輸局長は申請書を受理する際に、申請者に対して次に掲げる事項の説明を求めることができるものとする。

(1)超小型モビリティの構造、装置及び性能の概要
(2)認定により適用を除外する保安基準の条項及び条件又は制限に関する内容
(3)運行の実施体制（運行地域及び運行計画、使用者の管理、運転者の教育、超小型モビリティの点検・整備、運行上の安全対策）
(4)その他審査等の実施にあたって必要と認められる事項

第５　申請書及び添付資料

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）については、保安基準第５５条第３項から第５項までの規定に基づき、次に掲げるものとする。

１　申請者は、第１号様式の申請書に別添１に掲げる資料を添付し、正本１通及び副本１通を当該認定に係る超小型モビリティの使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長に提出するものとする。ただし、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所（以下「運輸支局等」という。）を経由して申請するときは、正本１通及び副本２通を提出するものとする。

２　第１項の申請において、同一の申請者が複数の超小型モビリティについて同時に申請しようとするときは、その旨を申請書に記載することによって重複する添付資料を省略することができる。

３　超小型モビリティ認定を受けた者について、その氏名若しくは名称、住所又は認定を受けた超小型モビリティの使用の本拠の位置又は運行地域について変更があった場合は、認定を受けた地方運輸局長に対し、当該変更内容についての資料を添えて、速やかに第２号様式の認定変更申請書を提出するものとする。

４　地方運輸局長は、第１項及び第３項に規定する申請書等について、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の経由等の取り扱いについて定めることができる。

第６　審査等

１　地方運輸局長は、超小型モビリティ認定について、保安上若しくは公害防止上の支障又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用され

るおそれの有無を次の各号について、申請書等により審査するものとする。

また、審査に当たっては、必要に応じて申請者に対して現車の提示を求めることができるものとする。

(1) 超小型モビリティの構造等が第３に該当するものであること

(2) 超小型モビリティの構造等により基準の適用を除外するものとして指定すべき保安基準の条項

(3) 別添２に掲げる条件又は制限

(4) 運行の実施体制（別添１の類別３）

(5) その他必要事項

2 超小型モビリティが他の地方運輸局が管轄する地域も運行する場合にあっては、運行地域及び運行上の安全対策等の審査について、審査に必要となる添付資料を添えて当該地域を管轄する地方運輸局長に依頼することができる。

3 地方運輸局長は、第１項の審査に当たって、必要に応じ、道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴取するものとする。

第７ 認定

1 地方運輸局長は、第６において審査した結果、保安基準第５５条第１項及び緩和告示第１条第５号の規定に基づき、別添２に定める基準緩和項目の基準を適用しなくても保安上及び公害防止上支障がないものとして判断した場合は、第８の条件及び制限を付したうえで、超小型モビリティ認定を行い、申請者に対して第３号様式の超小型モビリティ認定書（以下「認定書」という。）を交付するものとする。

2 地方運輸局長は、前項の規定により認定書を交付したときは、直ちに当該認定書に係る超小型モビリティの使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の長（地方運輸局長が必要と判断する場合）及び軽自動車検査協会の長（事務所長、事務所支所長又は事務所分室長をいう。以下同じ。）に対し、認定書の写し及び申請書等を添付のうえ、第４号様式を用いて別添３に掲げる条件及び制限のうち、自動車検査証備考欄に記載が必要となるものについて通知するものとする。

3 地方運輸局長は、第６に基づき審査した結果、付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれがあると疑うに足りる相当な理由があると認める場合は、保安基準第５５条第７項の規定に基づき、超小型モビリティ認定をしないものとする。この場合において、地方運輸局長は、理由を付して、その旨を申請者に通知するとともに、当該認定に係る超小型モビリティの使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の長（地方運輸局長が必要と判断する場合）及び軽自動車検査協会の長に通知するものとする。

第８　条件又は制限の付与

地方運輸局長は、超小型モビリティ認定を行う場合は、保安基準５５条第２項の規定に基づき、別添２に定める基準緩和項目欄に掲げる条項毎に必要な条件又は制限により審査した結果について、別添３に掲げる必要な条件又は制限を付すものとする。なお、その他必要と認められる場合は、別途必要な条件又は制限を付すことができる。

第９　行政処分等

１　地方運輸局長は、超小型モビリティが次の各号のいずれかに該当する場合には、申請者に対して事実関係の報告を求め、更に再発防止対策についての改善報告を求めるものとする。

(1)　認定書の条件若しくは制限に違反するおそれ又は違反して運行した事実が認められた場合

(2)　申請に当たって虚偽の申請を行ったと認められた場合

(3)　道路運送車両法に照らして、適切な運行が行われていないおそれがある又は適切な運行が行われていないと認められた場合

(4)　第６第１項各号の要件を満たさなくなったと認められた場合

２　地方運輸局長は、前項の報告がなされない、報告の内容が十分でない又は報告のあった再発防止策が適正に実施されていないと認めるときは、保安基準第５５条第６項の規定に基づき、超小型モビリティの使用者に対して、行政手続法（平成５年１１月１２日法律第８８号）第１３条第１項の規定に基づく聴聞を行い、当該超小型モビリティ認定を取り消すことができる。

３　申請者は、超小型モビリティが次の各号のいずれかに該当する場合には、第５号様式を用いて超小型モビリティ毎（複数台を同時に申請する場合は、そのすべての車台番号）に地方運輸局長に申請しなければならない。この場合、地方運輸局長は、保安基準第５５条第６項の規定に基づき、当該超小型モビリティ認定を取り消すものとする。

(1)　当該超小型モビリティが滅失し、解体し（整備又は改造のために解体する場合を除く。）又は用途を廃止した場合

(2)　当該超小型モビリティに対し、保安上もしくは公害防止上支障があると認められる改造、装置の取り付け又は取り外し（整備のために取り付け又は取り外しが行われる場合は除く。）が行われた場合

(3)　当該超小型モビリティの使用の本拠の位置が認定を行った地方運輸局の管轄外となった場合

４　地方運輸局長は、前項の超小型モビリティ認定の取り消し申請後においても、当該認定書に記載されたその他の超小型モビリティが運行される場合、申請者に対し既に交付された認定書を返付させ、当該認定書のうち、「４　車台番号（又は製造番号）」の項目を修正のうえ再度交付するとともに、必要に応じて当該認定に係る超小型モビリティの使用の本

拠の位置を管轄する運輸支局等の長及び軽自動車検査協会の長に対し、認定書の写し等を添付のうえ通知するものとする。

5　地方運輸局長は、第２項の取消処分を受けた超小型モビリティの申請者より新たに申請があった場合、保安基準第５５条第７項の規定に基づき、当該認定の取り消された日から１年間の他の超小型モビリティの管理及び運行に関する実績を求めるものとする。

6　地方運輸局長は、本要領に規定する業務を適切に実施するため、道路運送車両法第１００条の規定に基づく報告聴取又は立入検査、関係機関及び関係団体からの通報等を通じ、超小型モビリティの運行状況の把握に努めるものとする。

7　地方運輸局長は、前項の運行状況の把握について、運輸支局等の長及び他の地方運輸局長（ただし、超小型モビリティが他の地方運輸局が管轄する地域も運行する場合に限る。）に調査等を依頼することができる。

第１０　運行の報告

1　申請者は、毎年度、地方運輸局長あて運行の結果に関する報告を別添４に掲げる報告書に基づき提出するものとする。なお、別添４に掲げる運行実績表の各項目が含まれた既存の集計等がある場合は、別添４の運行実績表に代えて提出することができる。

2　国土交通大臣は、保安基準及び関係基準の改善、策定等の検討に必要と認められる範囲において、地方運輸局長を通じて、申請者に対して、構造又は装置に係る技術的な資料について報告を求めることができる。

3　第１項及び第２項の報告に関し、第９により超小型モビリティ認定が失効した場合においても、認定を受けていた期間内の運行実績等の報告を求めることができる。

附　則

（適用時期）

この認定要領は、平成２５年１月３１日以降の超小型モビリティ認定の申請から適用する。